

第 3 1 期 協 議 題

青少年の心のふるさと川崎を目指して
～子どもの権利に根差した地域づくり～

意 見 具 申 書

令和 4 （ 2 0 2 2 ） 年 7 月

川崎市青少年問題協議会

はじめに

川崎市青少年問題協議会の各期における意見具申は、それまでの提言の趣旨を尊重しつつ、その期の独自性を発揮し展開しています。特に第26期から第30期は青少年の社会参加を中心に討議を重ねてきました。第26期から第28期まではその仕組みづくりや青少年育成地域コーディネーターの創設を提言し、第29期では主体的に活躍できる中高生世代にさらに絞り、世代間（＝タテ）のつながりと交流、そして第30期では「現代を生きる青少年の主体的な社会参加を考える」と題し、川崎に愛着のある青少年のヨコ（＝同士）のつながりを検証し、“継続性”と“多様性”とを織りなす仕組みづくりへと展開しました。

第31期における協議題「青少年の心のふるさと川崎を目指して～子どもの権利に根差した地域づくり～」は川崎市が全国の自治体に先駆けて制定した子どもの権利に関する条例が令和3（2021）年に条例施行20周年を迎えたこともあり、いま一度子どもの権利条例に立ち返り、川崎市が青少年の心のふるさとになるためにはどのような施策がさらに必要であるかを、青少年を中心にしながらも実際はさまざまな角度から検討したものです。

青少年に限らず、誰にとっても居場所があることは大切なことです。居場所は物理的な場所を意味するだけでなく、安心して、ありのままの自分でいられる場所であり、この居場所を市内のあらゆる子どもたちに提供するためには、各地域にこども文化センターに限らず多種多様な拠点をさらに整備し、充実させる必要があります。大人自身が子どもの社会参画の重要性を意識し、子どもが主体であることに注意しつつ、適宜に子どもに情報を提供し参加を促す必要もあります。また、多くの社会活動の場では、大学生などのサポーターがいきいきと活動に関わっています。青少年と“ナナメ”の関係を作れるサポーターの養成を意識的に行うこと、さらに、青少年を社会参加につなぐ「つなぎ手」としての人材バンクの設立も必要です。川崎市が青少年の心のふるさとになれるかどうかはあくまで青少年が決めることですが、若い頃に過ごした地域の活動や体験、そこで出会った大人が知らず知らずのうちに自分の社会参加のロールモデルになっていたと思ってもらえるためには、今の大人の姿が大切です。これが第31期の意見具申の基本となっています。

川崎市は本年3月に「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定しました。その基本理念の中では、「すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です」とあります。この意見具申が川崎市の青少年の成長の支えの提言になれることを期待しています。

最後ですが、今期協議会が意見具申としてまとめるまでの過程で、川崎市内において青少年が主体的に活動している組織、機関、事業等を実地調査する機会が得られました。貴重な意見や資料を提供して下さった青少年や関係者の方々、並びに青少年育成に関わる行政の関係者に心から感謝を申し上げます。

令和4（2022）年7月

第31期川崎市青少年問題協議会
会長 芳川玲子

目 次

序 章 「心のふるさと川崎」を目指して

1 青少年問題協議会におけるこれまでの議論	1
2 第31期の協議題について ～「心のふるさと」とは何か～	1

第1章 青少年の現状

1 青少年を取り巻く社会状況	4
2 青少年の実態・意識	5
3 これまでの川崎市の動きと現状	10

第2章 青少年の育成に向けた課題

1 居場所の確保	14
2 社会参加の促進	16
3 ナナメのつながりとヨコのつながりの構築	19

第3章 現状における川崎市内の取組

1 多摩区ソーシャルデザインセンター	22
2 川崎市子ども夢パーク	24
3 川崎市子ども会議	26
4 「かわさき子どもの権利の日事業」実施団体	27
5 社会福祉法人青丘社	28
6 それぞれの機能と今後への期待	30

第4章 青少年問題協議会の提言

1 居場所づくり	32
2 社会参画のフィールドづくり	35
3 取組にあたっての留意点	37
4 こども文化センターの活用と運営の見直し	40

第5章 まとめ

1 青少年の現状	44
2 青少年の育成に向けた課題	45
3 現状における川崎市内の取組	47
4 青少年問題協議会の提言	48

資 料

地方青少年問題協議会法	51
川崎市青少年問題協議会条例	54
第 31 期川崎市青少年問題協議会 協議過程	57
第 31 期川崎市青少年問題協議会 委員名簿	58

序章 「心のふるさと川崎」を目指して

1 青少年問題協議会におけるこれまでの議論

川崎市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法及び川崎市青少年問題協議会条例に基づいて昭和 33（1958）年から設置されている川崎市の附属機関です。

地方青少年問題協議会法では、青少年問題協議会の所掌事務として「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること」「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」（同法第 2 条第 1 項）と規定されているとともに、青少年問題協議会は「当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる」（同条第 2 項）とされています。

これに基づき、川崎市青少年問題協議会も、市長に対し、これまで 30 期（1 期は 2 年）に渡って様々な意見具申を行ってきました。この中には、現在、川崎市が作成している様々な計画（総合計画や子ども・若者の未来応援プランなど）の中に反映されているものもありますし、残念ながら現在に至るまで実現されていないものもあります。特に、直近 10 年の議論や意見具申を振り返ると、地域交流や多世代交流等の取組など、乳幼児期、学童期及び思春期の子どもの育成を目的とした提言については、学校や教育委員会、こども文化センター等にも協力いただきながら実現に至っているのに対し、青年期にある若者を含む幅広い世代を対象とする様々な施策については、明確に達成したと言える状況にないものも多いのが実情です。特に、青少年の社会参加という観点からは、直近 10 年の議論の中でも何度かテーマとして挙がっており、前期においても、青少年が主体的に社会参加するためにはどのような仕組みづくりを行うべきかという議論が継承されているところです。

2 第 31 期の協議題について ～「心のふるさと」とは何か～

第 31 期の協議題は「青少年の心のふるさと川崎を目指して～子どもの権利に根差した地域づくり」としました。

「心のふるさと」という言葉からは、大人が青少年にそう感じて欲しいという願いを読み取られると思いますが、青少年が川崎を「心のふるさと」と感じるかどうかは、青少年側が決めることであり、大人が青少年にどのような関わりを持ち、どのような成育環境をつくれるのかにかかっています。そのため、この協議題テーマには、大人の願いも込めていますが、それ以上に「まず変わるべきは大人である」というスタンスで考えたいと設定しました。

このテーマに至った経緯としては、過去の青少年問題協議会の議論内容も踏

まえた上で、改めて議論すべきテーマを徹底的に議論し、マッピングしながら整理・集約しました。

その過程で、特に青少年の主体的な社会参加の仕組みづくりについての議論を継承し、その目的を話し合いました。「青少年に社会参加を期待すると同時に、大人は社会参加できているのか、大人の在り様を問い直す必要もある」「青少年に対する具体的な取組を考える前に〈それは何を狙っているのか?〉〈何のためにそれを行うのか?〉といった目指すべき姿を共有するべきではないか?」という意見が出ました。

目指すものについては、各委員から「川崎というまちを好きになってほしいから」という意見と、「青少年が〈そのままの自分でいいんだ〉〈生きているのも悪くない〉という気持ちを抱けるような“まち”を目指したい」という意見に収斂されました。最終的に第31期の協議題として、【青少年の心のふるさと川崎を目指して】とすることを決定しました。

そのため、第31期は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に限定していません。健全育成だけでなく、社会的な支援も含めて、すべての青少年を対象としました。

詳細な現状分析は、次章以降に譲りますが、青少年と関わる大人の少なさ、社会的関係資本の乏しさは課題です。まちのどこで、どういったタイミングで、多様な大人と青少年の接点が生みだせるのか、多様な大人に見守られて青少年が育っていける地域づくりも視野に入れて検討しています。

加えて青少年に限らず、子どもが生まれてから、乳幼児期、学齢期、青年期へという、育ちの連続も意識しました。乳幼児期の行動圏域は半径300メートルと言われていています。一人で出歩けるようになる小学生になると半径500メートルへと広がり、中学生以上に成長すると行動圏はさらに大きく広がります。一方、公共施設をはじめとするまちの資源の活用度合い（まち使い）は、行動圏域の広がりとは反比例します。まち使いは、乳幼児期・小学生時期が大きく、成長に伴って小さくなり、次にまち使いが大きくなるのは、子どもの出産後です。そのため、青少年とまちとの関係を考える上では、乳幼児期・小学生時期の接続に着目することが重要です。

子ども・若者（青少年）が、大人の適切な関わりや、多様なつながりと経験の機会が得られること、多くの大人に見守られて健やかに育つ環境は、どんな子ども・若者（青少年）も当たり前にとってよいはずのものです。そのため、子どもの権利という視点を柱とし、協議題の副題に「子どもの権利に根差した地域づくり」と加えました。第31期、令和3（2021）年はちょうど川崎市子どもの権利に関する条例施行から20年目の節目にあたり、過去の議論の見直しと、それらの総決算、あるいは集大成を図ったといっても過言ではありません。

【子ども・若者・青少年】

「子ども」「若者」「青少年」といった言葉は、国内の各種法令等によってその定義は様々です。例えば、同じ「18歳未満の者」であっても、児童福祉法によれば「児童」となり、子ども・子育て支援法によれば「子ども」となり、青少年保護育成条例によれば「青少年」となります。

一方、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」7ページで、その対象を次のとおり定義しています。

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者（施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象）

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者

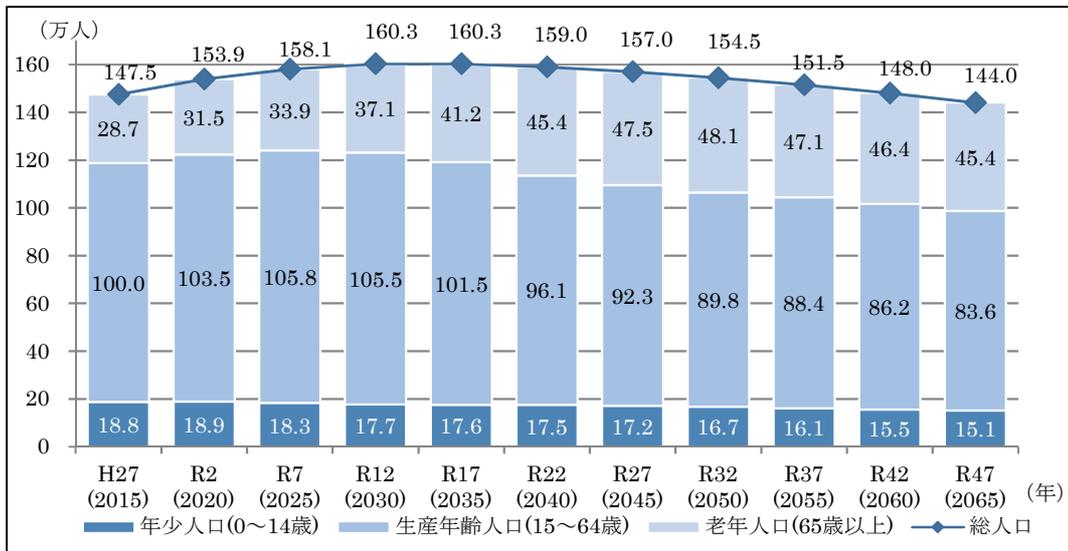
※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

本意見具申書においても、基本的には上記の定義を踏襲することとしますが、論旨展開や文脈等によっては、各用語の定義域を変更したり、個別に用語を定義したりすることがあります。

第1章 青少年の現状

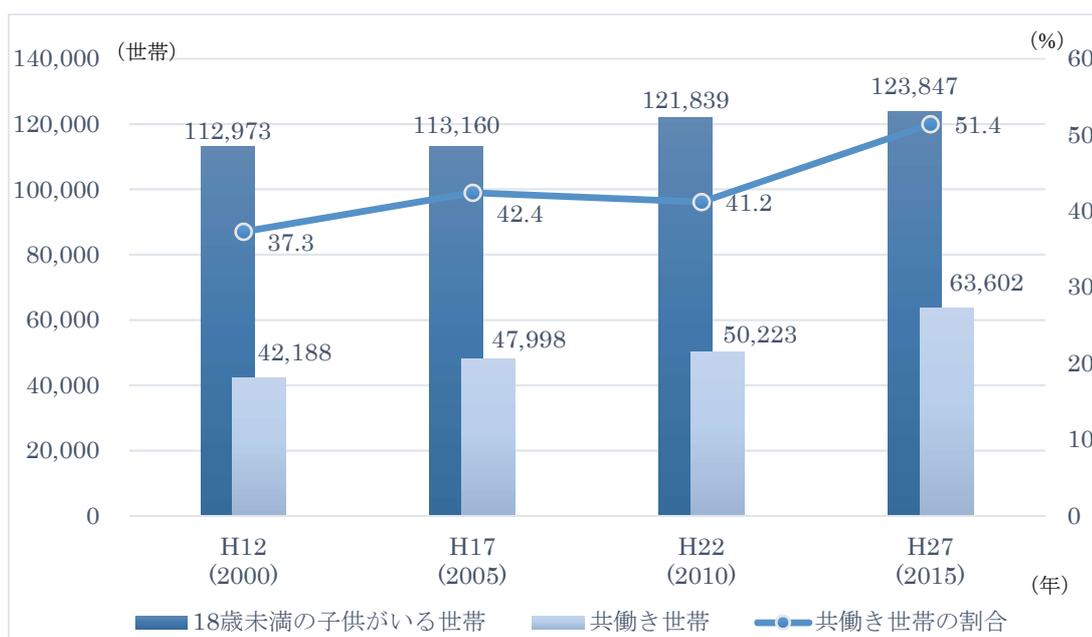
1 青少年を取り巻く社会状況

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の将来推計人口（平成29年推計）報告書』では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、平成27（2015）年から令和47（2065）年にかけて、約3,900万人（約30.7%）減少する見込みとなっています。一方、川崎市の人口について、令和3（2021）年に行った市の将来人口推計では、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっています。このうち、15歳未満の年少人口は、令和2（2020）年頃を境に減少過程に移行しているとされており、15歳以上65歳未満の生産年齢人口についても、令和7（2025）年頃までは増加を続けるものの、その後は減少過程に移行するものと想定されています【図表1】。



【図表1】川崎市将来人口推計（令和3（2021）年）

このように、川崎市の年少人口や生産年齢人口は、今後、減少していくことが見込まれる一方で、共働き世帯は確実に増加しており【図表2】、新型コロナウイルス感染症による社会状況の大きな変化も相まって、子育て家庭のニーズは、年々、多様化・複雑化しています。



【図表2】総務省 国勢調査（川崎市分）

また、児童虐待やいじめ、不登校やひきこもり等、青少年をめぐる問題は複雑化・深刻化し、コロナ禍の影響等によって生活に困窮する家庭は増加し、抱える生活課題も多様化しています。一方で、地域における人と人とのつながりの希薄化が懸念され、青少年が様々な世代の人達との関わりの中で豊かな人間性や社会性、自己肯定感等を育むことができる機会は減少の一途をたどっています（令和3（2021）年版『子供・若者白書』第1章「子供・若者育成支援施策の総合的な推進」の特集より）。

つまり、時代や社会状況が変化し、青少年を取り巻く状況がますます厳しくなる一方で、人と人が関わり合い、支え合う機会というのは閉ざされている。そのような閉塞的な状況が、現代の青少年の現状であると言えます。

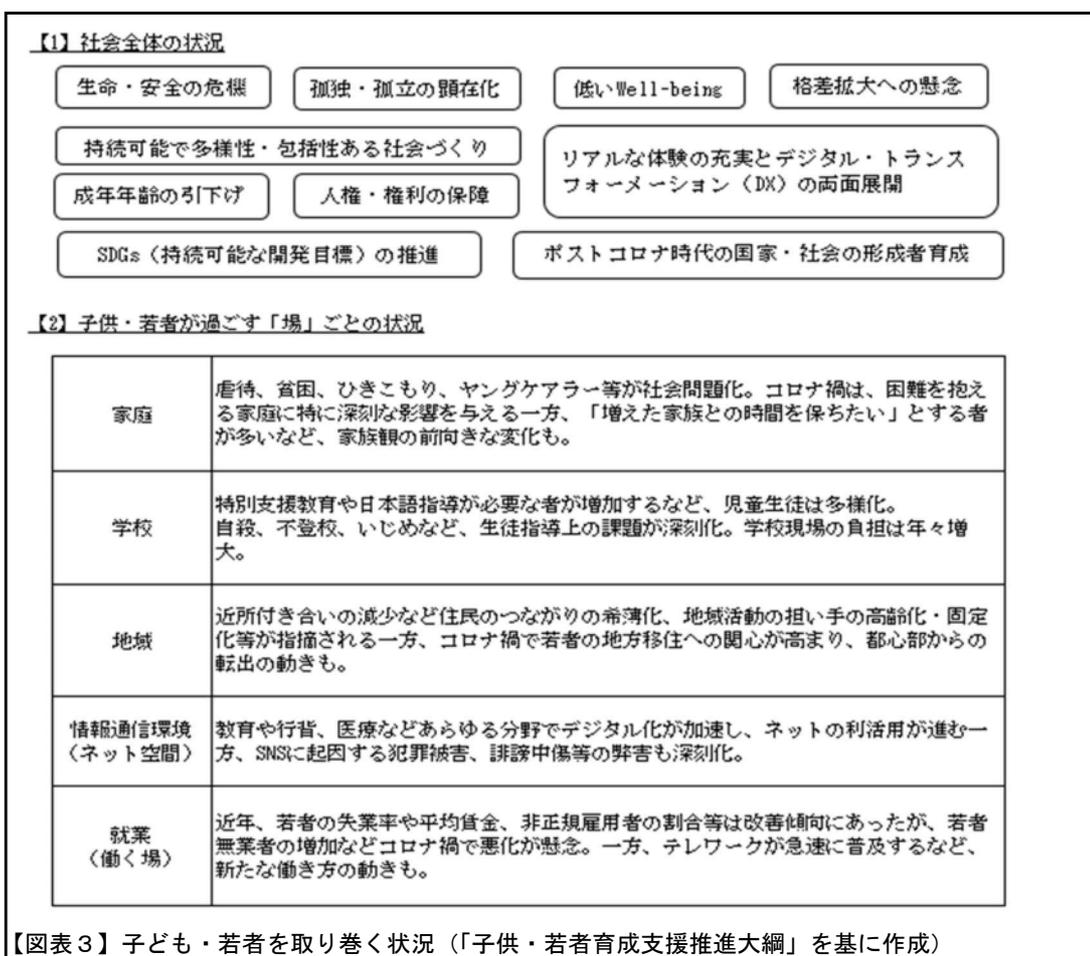
2 青少年の実態・意識

（1）国の調査等から見えるもの（令和3（2021）年版『子供・若者白書』より）

2000年代前半、我が国においては、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況は厳しい状態が続いていました。次代の社会を担う子どもや若者の健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑みて、関連分野における知見を総合して諸課題に対応していくことが必要と考えられたため、平成21（2009）年の通常国会に政府提出法案として青少年総合対策推進法案が提出され、衆議院における修正を経て、同年7月には、国における本部の設置、子ども・若者育成支援施

策の推進を図るための大綱の作成、地域における子ども・若者育成支援についての計画の作成、ワンストップ相談窓口の整備といった枠組みの整備や、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワークの整備を主な内容とする子ども・若者育成支援推進法が、全会一致で可決、成立し、平成 22（2010）年 4 月 1 日に施行されました。

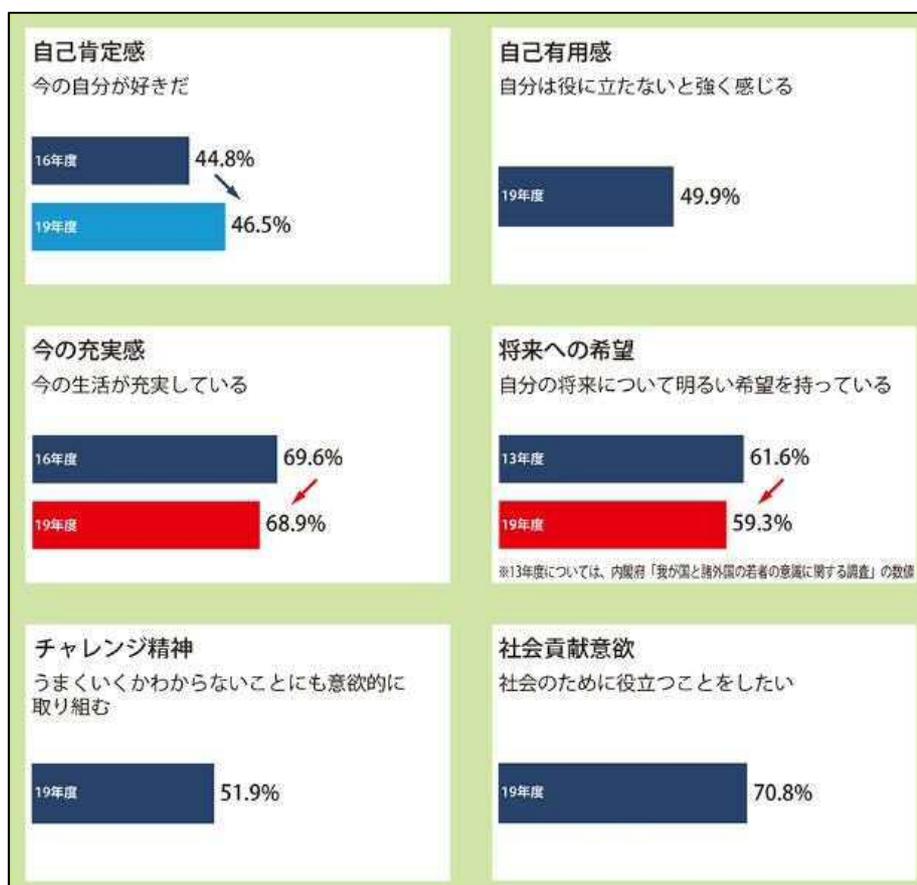
同法に基づき、内閣府では毎年、『子供・若者白書』を作成しており、これを読むと現代の青少年の様々な実態が見て取れます。例えば、令和 3（2021）年版『子供・若者白書』では、その第 1 章の中で、大綱（子供・若者育成支援推進大綱）における子ども・若者を取り巻く状況の認識について紹介しています。そこでは、「社会全体の状況」と「子供・若者が過ごす「場」ごとの状況」とに分類され、さらに、前者については 10 項目、後者については 5 項目に整理されており、青少年を取り巻く様々な状況が多面的に変化し、課題のあり方も多様化していることがよく分かります【図表 3】。



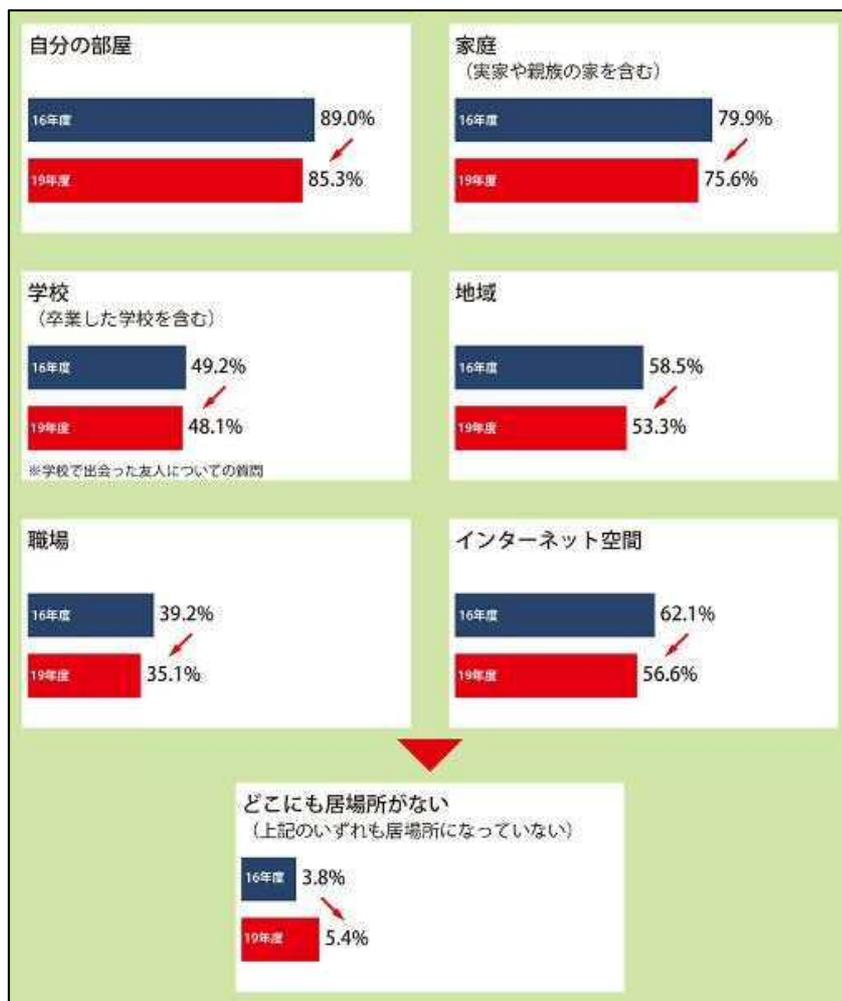
また、『子供・若者白書』には、「子供・若者インデックスボード」として、子ども・若者の生育状況や様々な意識などに関する各種指標や調査結果を

集計・整理し、可視化したデータ集が掲載されています。それを見ていくと、前項において指摘したような現代の青少年の厳しい状況や閉塞的な状況が確認できます。例えば、自己に関する意識調査の結果として、「今の充実感」や「将来への希望」といったものは平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて減少傾向にあります。また、「今の自分が好きだ」とする自己肯定感は相対的には増加傾向にあるものの、「今の自分が好きだ」と回答する者は依然として半数以下であり、かつ、直近調査ではほぼ半数が「自分は役に立たないと感じる」とも回答しており、青少年の自己有用感については、総じて低い傾向にあることが見て取れます【図表 4】。

さらには、居場所に関する調査結果でも「家庭」「学校」「地域」「インターネット空間」など、複数項目において「ほっとできる場所、居心地のよい場所等になっている」と回答している割合が減少傾向にあります【図表 5】。



【図表 4】自己についての意識（令和 3 (2021) 年版『子供・若者白書』より抜粋）



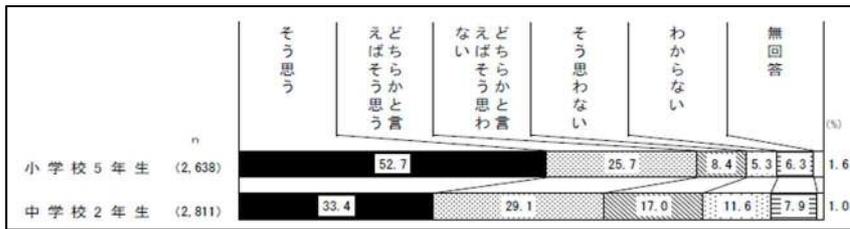
【図表 5】居場所についての意識（令和 3（2021）年版『子供・若者白書』より抜粋）

(2) 川崎市の調査等から見えるもの

川崎市の青少年に関する実態や意識を調査したものには、「子ども・若者調査」や「子どもの権利に関する実態・意識調査」があります。また、学齢期の子どもたちの実態に関する個別調査としては、「児童・生徒の問題行動・不登校等調査」といったものもあります。このうち「子ども・若者調査」や「子どもの権利に関する実態・意識調査」については、行政の基礎的資料として活用できるように、多面的かつ幅広い質問項目を設けているのですが、このうち、気になったものをいくつか紹介したいと思います。

まず、令和 2（2020）年度に実施された「子ども・若者調査」の調査結果（<https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000131/131033/kodomowakamono.pdf>）を見ると、例えば、「自分の将来が楽しみだ」とか「自分のことが好きだ」といった、自らを受け入れ、肯定できるかどうかに関する質問では、小学 5 年生よりも中学 2 年生の方が肯定的な回答をする割合が減少していることが分かります【図表 6】。

《自分の将来が楽しみだ》



《自分のことが好きだ》



【図表6】自分の将来について／自分のことが好きか（「令和3年度 子ども・若者調査」より抜粋）

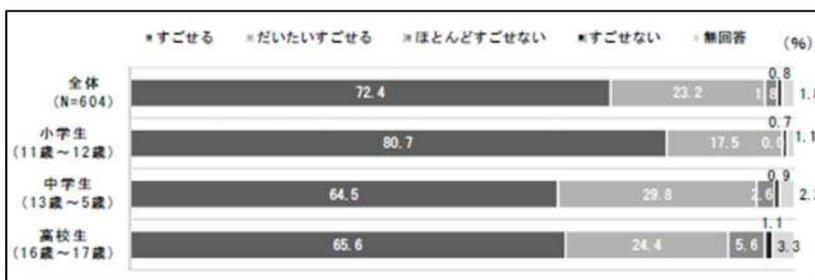
また、同じ令和2（2020）年度に実施された「第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の調査結果（https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000127/127147/7chousa_all.pdf）でも、中高生以降に自己肯定感や生活充実度が低くなる傾向が見られます。

同時に、学校や学校以外の地域において、安心して楽しく過ごせないという子どもたちが少なからず存在することも見て取れます【図表7】。

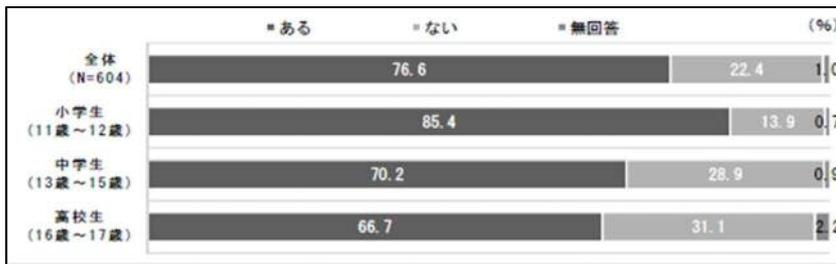
《自分が好きか／毎日が楽しいか》（カッコは前回（平成29年度）の調査結果）

		小学生	中学生	高校生
自分が好きか （自己肯定感） ²¹	「好き」と「だいたい好き」	76.1% (81.4%)	61.8% (65.0%)	74.5% (66.3%)
	「あまり好きではない」と 「好きではない」	22.5% (14.8%)	37.3% (31.9%)	23.4% (32.0%)
毎日が楽しいか （生活の充実度） ²²	「楽しい」と「だいたい楽しい」	94.0% (95.5%)	88.6% (90.4%)	90.0% (87.6%)
	「あまり楽しくない」と 「楽しくない」	5.7% (3.8%)	11.4% (9.1%)	8.8% (11.8%)

《学校で休み時間や放課後、安心して過ごせるか》



《地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるか》



【図表7】「第7回 子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書」より

さらに、そうした子どもたちの生きづらさや居心地の悪さを反映するよ
うに、「令和2年度川崎市立小・中学校における児童・生徒の問題行動・不
登校等調査結果」(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000133/133643/031013monkouhoudou.pdf>) からは、川崎市
の不登校やいじめの件数が年々増加している実態も見て取れます【図表8】。
これらの認知件数が増えること自体は、問題を覚知できているという意味
では、必ずしも悪いことではありませんが、事実としてこれだけの数のいじ
めや不登校が発生していることの背景として、子どもたちが様々な苦悩や
ストレスを抱えている状況にあるということが推測されます。

《川崎市立小中学校におけるいじめ認知件数》

年度	小学校	中学校	合計
H28	1,165	231	1,396
H29	1,923	253	2,176
H30	2,973	263	3,236
R1	4,027	349	4,376
R2	3,688	260	3,948

《川崎市立小中学校における不登校者数》

年度	小学校	中学校	合計
H28	378	1,116	1,494
H29	430	1,242	1,672
H30	529	1,338	1,867
R1	700	1,389	2,089
R2	807	1,370	2,177

【図表8】「令和2（2020）年度 児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（川崎市状況）を基に作成

3 これまでの川崎市の動きと現状

（1）青少年問題協議会の設立

序章でも述べたとおり、川崎市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議
会法及び川崎市青少年問題協議会条例に基づいて昭和33（1958）年から設
置されている川崎市の附属機関です。

地方青少年問題協議会法上、青少年問題協議会を附属機関として設置する
かどうかは都道府県、市町村、特別区など各自治体の判断に委ねられており、
青少年問題協議会を当初から設置していない、あるいは、法改正等のタイミ
ングで協議会を廃止している自治体もあります。令和4（2022）年4月現在、

政令指定都市のうち約3割は青少年問題協議会を設置していません。

そのような中で、川崎市青少年問題協議会は、これまで60年以上に渡り、その時々で様々な協議題を設定しながら、継続して市長に対する意見具申を行ってきました。これは、川崎市における青少年行政や青少年施策に対する問題意識の高さを示すものであるとも言えそうです。しかしながら、序章でも述べたように、直近10年ぐらいの議論や意見具申を振り返ると、青少年を対象とする様々な育成施策、特に、中高生以上の青少年の社会参加という点において、まだ実現に至っていない提言も多く、青少年問題協議会として、学術的・理念的な提言にとどまることなく、より実践的で実効性のある提言をする必要性があるのではないかと考えています。

(2) 子どもの権利に関する条例の制定

また、川崎市の青少年施策にとって、子どもの権利に関する条例の制定を外すことはできません。子どもの権利に関する条例は、川崎市が全国の自治体に先駆けて子どもの権利に関する総合条例として制定したもので、令和3(2021)年には条例施行20周年を迎えました。

子どもの権利に関する条例は、子どもたちが決して幸福とはいえない状況におかれているという認識に加え、平成6(1994)年に日本も批准している児童の権利に関する条約(平成元(1989)年11月20日に国連総会で採択)を背景として、多くの市民や子どもたちの声を取り入れながらつくられました。「市民とともに 市全体で 川崎に根ざしたものを」を合言葉に、子ども権利条例検討連絡会議や子供権利条例調査研究委員会等で、約2年間、200回を超える会議や、市民、子どもたちとの意見交換を行いながら条例の骨子案を作って市長に答申し、この答申の趣旨を尊重してまとめた条例案を市議会に提案したのです。条例の骨子案の作成にあたって、子どもの権利条例子ども委員会において、当時の子どもたちが、大人に向けたメッセージをまとめました。このメッセージは非常に印象的で、我々大人が決して忘れてはならない大切なことが、この短い文章の中に凝縮されていると思います(現在、このメッセージは川崎市の母子健康手帳にも掲載されています。)

おとなのみなさまへ

～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。

<平成13(2001)年3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ>

子どもの権利に関する条例では、子どもたちが自分らしく育ち、学び、生活していくために大切な子どもの権利として、①安心して生きる権利、②ありのままの自分でいる権利、③自分を守り、守られる権利、④自分の豊かにし、力づけられる権利、⑤自分で決める権利、⑥参加する権利、⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利という7つの権利を挙げており、それぞれの権利を、家庭や育ち・学ぶ施設、あるいは地域において保障するために様々な条文を規定しています。また、「子どもの参加」を促進するために、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するための拠点として「川崎市子ども夢パーク」がつくられ、子どもが市政についての意見を市長に対して提出できる仕組みとして「川崎市子ども会議」が開催されるなど、子どもの権利に関する条例は、具体的な施策にも反映されています。さらに、そのような具体的な施策の推進に際して、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるよう、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」が3年ごとに策定されて、施策の評価・検証や改善につなげる仕組みをつくっています。

(3) 総合計画等の策定

青少年施策に限ったものではありませんが、市の定める総合的な市政計画として、「川崎市総合計画」と「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」についても、触れておきたいと思います。

川崎市では、その目指す都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、平成28(2016)年3月に「川崎市総合計画」を策定しました。子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障がい者等、誰も社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎を目指し、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

「川崎市総合計画」は、今後おおむね30年の間に川崎市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」、10年間で基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」の3層で構成されています。なお、「実施計画」は、平成28(2016)～29(2017)年度の第1期、平成30(2018)～令和3(2021)の第2期を経て、現在は第3期(令和4(2022)～7(2025)年度)の計画期間に入っています。各計画期間においてPDCAサイクルを回し、社会環境の変化に柔軟に対応するとされています。ちなみに、子どもの関係では、5つある基本政策の2つ目「子どもを安心して育てることのできるふるさとづ

くり」の配下に、「青少年活動推進事業」や「こども文化センター運営事業」、「子ども・若者支援推進事業」といった事務事業が位置づけられています。市の最も重要な計画における子どもに関する施策がどのように展開していくか、今後も注視していく必要があります。

また、市が策定する計画の中で、子ども・若者の支援や子育て支援を総合的に推進していくために策定されたのが「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」です。川崎市では、平成12(2000)年3月に、青少年問題協議会の意見具申をもとに「川崎市青少年プラン」を作成し、以後、同プランに基づき青少年施策の総合的・経過的な推進を行っていましたが、その後、平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、子ども・子育て支援法に基づく法定計画としての「子どもの未来応援プラン」や、子ども・若者育成支援推進法に基づく法定計画としての「川崎市子ども・若者ビジョン」など、相互に関連する計画が複数策定されました。それら各計画の基本的な考え方等を継承しながら、一体化した計画として平成30(2018)年3月に策定したのが「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」です。

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」についても、「川崎市総合計画」同様、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度にかけて更新の時期を迎えて、現在は第2期の運用を開始しておりますが、ここでは「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を基本理念とし、また、基本的な視点として、①子どもの権利を尊重する、②地域社会全体で子ども・子育てを支える、③子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う、④すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援するという4つを掲げており、そこでの課題設定は青少年問題協議会でのこれまでの議論とも親和性が高く、今後もまた密接に関係していくものと思われます。

これらの点を踏まえると、「川崎市総合計画」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」ともに、本意見具申においても、今後の青少年問題協議会での議論においても、川崎市の現状や将来展望を把握した上で、より実践的で、実効性のある提言をしていくために、その内容把握や評価は不可欠でしょう。

第2章 青少年の育成に向けた課題

1 居場所の確保

(1) 青少年の居場所についての保護者層への情報提供

第31期の協議題として掲げました「青少年の心のふるさと川崎を目指して」の実現化に向けて、まずは、ひとり一人の青少年が、地域に自分自身の居場所だと認識できる場を持ってほしいと願います。この協議題には、「乳幼児期から地域に居場所があり、そこでさまざまな地域の人々に見守られながら成長していき、いずれは地元である川崎を“心のふるさと”と認識してほしい」という本協議会メンバーの願いが込められています。

前掲の令和3（2021）年版『子供・若者白書』によりますと、子ども・若者が自分自身の居場所と認識する場を問うた調査結果として明らかになったこととして、次の二点が挙げられます。一つには、2016年度調査結果よりも、2019年度調査結果のほうが、子どもが居場所と認識する場が減少していることです。二つには、地域や学校よりも、インターネット空間に居場所を見出す子ども・若者が増加していることが確認されました。

本調査は、あくまでも意識調査ですから、子どもが居場所だと認識することのできる場のことを意味しています。たとえ、そのような場が実際に地域に増加していたとしても、こうした場が子ども・若者に認知されていないと、そこにアクセスすることができませんので、地域の居場所となり得るようなさまざまな場や機会を、子ども・若者とその保護者層に対して、あまねく情報提供する仕組みが求められます。

子どもにとっての最たる居場所は、上述の意識調査の結果に表れているように、やはり家庭です。家庭は、子どもにとって主たる居場所であり、家庭教育が行われる場所です。家庭教育は、日常生活の中で、知らず知らずのうちに主に保護者から、子どもに施されるものです。家庭教育は、体系性つまり組織性や計画性を持たないインフォーマルな教育とみなされています。このインフォーマルな教育の機会には、次のようなものが挙げられます。たとえば、小さな子どもは日々の家庭生活のなかで、親子や兄弟・姉妹との会話や遊びを通じて、社会生活に必要なマナーやルール、コミュニケーション力などを身につけたり、地域の図書館に出かけて子どもの興味のある本に触れたり、川崎市の場合はこども文化センターや子ども夢パーク等に出かけて身体をおもいきり動かしたり、冒険遊びを体験したりする中で、家族以外の人とのコミュニケーションを図る機会を得ることもあるでしょう。このような家庭の取組の積み重ねは、子どもの育ちに大きな影響を与えるものです。青少年にとって、幼児期から保護者と一緒に慣れ親しんだ地域のさまざまな場所が、年齢を重ねていくうちにだんだんと「家庭以外の地域の居場所」と

認識するケースがありますので、子どもを養育する保護者層への地域の居場所に関する情報提供が、まずは十分に行われる必要があります。

さらには、上述に挙げたようなこども文化センターや図書館のような施設だけではなく、地域のさまざまな団体が企画・運営する子ども向けのイベント情報についても、より多くの保護者に届くような仕組みが求められます。

たとえば、こどものまちミニカワサキ事業は、一見すると単発的なイベントのように見受けられますが、そうではなく、子どもと大人が協働して地域を知り、こどものまちミニカワサキを作る活動を、年間を通して活動するものです。本事業の実行委員会へのヒアリング調査によると、本事業は、子どもの育ちに共通の考えを有する保護者間のつながりに端を発してスタートしたものだということがわかりました。この共通の考えとは、「子どもの自主性や参画を重視し、大人は決して口出しをしない」というものです。こうしたミニカワサキ事業を成功させる経験を獲得し、次年度以降も活動を継続する子どもにとっては、たとえば、日常で地域（まち）を見る目が変わり、次のイベントを改善するためにはどうしたら良いかを意識した生活に変容するとのこと。このイベントの実行委員会の場に集う子どもは、イベントを仲間と協働してやり遂げた成功体験を有し、さらには、次回のミニカワサキ事業で「こんなお仕事（お店）をやりたい！」というような好奇心を、地域の大人たちの場の提供という土台の上に、醸成していています。この事例のように、特定の場所（施設）ではないけれども、確かに子どもの居場所となるような取り組みがあります。

以上の理由により、青少年の居場所を確保するためには、まずは保護者層への子どもの居場所となり得る場や機会の情報提供を徹底化し、そこにアクセスしやすい状況を整備することが必要なのではないのでしょうか。それと同時に、地域の大人には、たとえばミニカワサキ事業のように、子どもの居場所となり得る活動の機会に、直接的あるいは間接的に参加する姿勢を有することが、求められると思います。

なお、私たちは、前述の意識調査の結果から、統計上多くの子どもの主たる居場所が家庭であることを把握する一方で、家庭にいるのが辛いと感じる子どもが一定数存在していることを、忘れてはならないと思います。こうした子どもには、家庭以外の居場所を、地域に多く用意したり、そこへのアクセスを容易にするような工夫を施したり、子どもの意見を多く聞く機会を創出したりすることによって、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みを整備していくことが大切です。

(2) 子どもの自己肯定感を醸成する地域の居場所

「川崎市子ども会議」や「多摩区ソーシャルデザインセンター」で活動する青少年（中高生や大学生、あるいは若い社会人）へのヒアリング調査によって、彼ら彼女らが地域を自分たちの居場所として認識していることを、確認することができました。こうした場に参加し続ける動機付けについて、彼ら・彼女らからは、次のような意見が挙げられました。たとえば、「おもしろい仲間や大人がいるので、活動を通してこのような人たちと会うのが楽しみ」、「中学高校や大学とは異なる仲間とつながることができて、楽しい」、「自分たちが楽しんだ先に、地域貢献があり、このような活動を楽しむことと地域貢献の組み合わせが重要だと思う」等です。こうした青少年にとって、上述のような活動の機会は、地域のサークルのような場であり、そこでは、ひとり一人が「自分らしさ」を発揮できる場であるようです。

「川崎市子ども会議」や「多摩区ソーシャルデザインセンター」、上述の「ミニカワサキ」における活動内容に共通することとして、次の二つが挙げられます。

一つには、そこでは青少年自身の興味・関心を、地域の仲間と一緒にとことん追究することができるということです。このような体験は、青少年にとって、意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった能力の全般を包括するような非認知能力（非認知スキル）を醸成する場となるのではないのでしょうか。

二つには、上述のすべての活動では、青少年の活動のサポートを担う大人が存在していることです。こうしたサポーターを務める大人たちへのヒアリング調査から、彼らに共通することとして、青少年の自主性を重視し、決して活動を誘導するような言動をしていないことが挙げられます。しかし、こうした大人たちは、指示を与えたり誘導し過ぎたりしない一方で、参加する青少年（とりわけ大学生未満）の様子をしっかりと観察し、必要な声かけを行うように配慮し、彼ら彼女らを側面から見守る姿勢を大切にしています。この点については、第2節（3）にて詳細を述べることにします。

2 社会参加の促進

(1) 地域の子どもの中心とした大人のつながりを重層的につくる

～こども文化センターの有する機能への期待～

川崎市の青少年を取り巻く環境の特色として、中学校区ごとに、こども文化センターが設立されていることが挙げられます。

市内に58施設あるこども文化センターの一日の様子は、地域性によって多少は異なるようではあるものの、概ね午前中から昼過ぎにかけては乳幼児を連れた母親が多く来館し、午後は多くの小学生が放課後を過ごす場として

利用し、夕方以降は中高生が来館するというパターンがあるようです。加えて、子どもの活動に支障の無い範囲での地域住民のサークル活動の場としても活用されていたり、近隣の学校と連携して「命の教室」や「ふれあい事業」（小中学生が、妊婦あるいは乳児とその母親と交流を図ることを通して、命の尊さを学ぶ授業）を実施したりしています。

他方、一週間単位でこども文化センターの利用者層を見てみると、平日は上記のような人々が利用し、週末になると、乳幼児を連れた父親の来館が年々増加してきているようです。コロナ禍となってからeスポーツの機器を導入した施設では、乳幼児の父親だけではなく、小中学生の父親が子どもと一緒に利用するケースが増加しているそうです。

以上に述べたとおり、こども文化センターは、地域の乳幼児から高校生までの多様な年齢の子どもと保護者、学校の教職員、地域の住民等、青少年を取り巻く大人たちの結節点となり得るような施設であることがわかります。

加えて、川崎市では市内の114校で、放課後の子どもの居場所として「わくわくプラザ」事業を行っています。この「わくわくプラザ」事業や、こども文化センターの多くは、かわさき市民活動センターが指定管理者として運営していますので、両施設の連携を図りやすい状況にあります。したがって、たとえばこども文化センターを地域の結節点として、そこに「わくわくプラザ」に関わる学校や小学生の保護者を巻き込んだ形で、青少年を取り巻く大人たちがつながり合えるきっかけづくりを創出する可能性を有しているのではないのでしょうか。

こども文化センターには、こうした子どもをとりまく地域の大人たちがつながり合い、顔見知りの関係性を構築できるようなきっかけを創出することや、さまざまな利用者層に対して、青少年の居場所となり得るような施設やイベント等の周知を、効果的に実施することのできる場なのではないのでしょうか。本章の第1節（1）において、保護者層への青少年の居場所についての情報提供を徹底化し、そこにアクセスしやすい状況を整備することの必要性を述べました。そのための方策の一つとして、青少年の居場所に関する情報の拠点となる機能を、こども文化センターが担う可能性を指摘したいと思います。

なお、コロナ禍となってから、こうした地域の人々が出会い、交流を図ることのできる「こども文化センター祭り」を開催することが難しい状況にあるようです。その代替として、子どもを中心として多世代の住民がつながりあうことの可能なこども文化センターで、オンラインを活用したイベントを開催することを、検討してみても良いのではないのでしょうか。そのために、こども文化センターの全施設に、今後Wi-Fiの導入が求められます。

(2) 困難な課題を抱える青少年の社会参加支援

困難な課題を抱える青少年を支援するためには、まずは困難を抱える青少年の存在を、地域、学校、保護者との連携によって、自治体の関係部署や支援団体（地域組織やNPO）が把握することが必要です。

たとえば、川崎市で約20年にわたり、障がいのある子どもと保護者を支援し続けている「豊かな地域療育を考える連絡会」は、特別支援教育を専門とする教員や支援員、療育センター、行政関係者、保護者が一堂に会して、毎月定例会を開催し、子どもの養育に関わる情報を共有したり、定例会内でミニ研修会（たとえば、てんかん発作、コロナ感染、子どもの性等をテーマとした研修会）を開催したりしています。加えて、各部会の活動（保護者部会、放課後デイサービス部会、学校部会、地域部会等）も実施しており、上記のデイサービス事業には、重度の障がいのある青少年も参加しているとのことです。

「豊かな地域療育を考える連絡会」へのヒアリング調査によると、障がいのある子どもの放課後の居場所をどうするか、といった課題は深刻であり、その一つ一つの課題を、「豊かな地域療育を考える連絡会」をはじめとした地域の支援団体と、行政の専門部署が連携して、解決に向けて取り組んでいるそうです。たとえば、川崎市では全国に先駆けて、障がい児の通学支援制度が整備されています。この背景には、上記の市民団体のメンバーが中心となり、保護者に対するアンケート調査を実施し、「保護者が病気になったら、我が子を登校させられないので、欠席させることにしている」という実態を浮き彫りにしたことにあります。このように、切実な住民のニーズを行政にデータとして伝えることも、困難な課題を抱える子どもの権利を保障し、子どもと保護者が社会参加できる体制を整備することに必要不可欠な取り組みと言えるでしょう。

(3) サポーターとなり得る大人の育成

青少年の社会参加、あるいは地域への参加を支援する大人たちの存在が、子どもの育ちのうえでは重要な役割を担っています。こうした大人は、子どもの理解者であり、子どもの自己肯定感を高める存在です。理想を言えば、「青少年の心のふるさと川崎」を実現化するためには、地域の大人が皆、子どもの支援者になることが求められます。

本章第1節(2)で述べたとおり、社会参加をしている青少年が、当該の活動で「地域の大人との関わりが、おもしろい」と言っていたことが印象的でした。こう述べた青少年に対して、さらに「どのようにおもしろいのか」と問うてみると、「地域の子育て中の母親や、商売をしている大人等、普段の生活では接点のない大人と話すことで気づきを得られた」、「親や学校の先

生とは違う大人が、活動の場にはいる」、「特に目的はなくても、大人たちと話せることが楽しい」等という意見が挙がりました。

こうした大人は、全て子どもにとってナナメの関係性にある大人です。つまり、こうした大人は、保護者や教師のようなタテの関係にある大人でもなく、友達あるいは仲間同士のヨコの関係にもない存在です。川崎市子ども会議の事例を挙げてみますと、ナナメの関係性にあるサポーターが、子どもたちを包み込むように見守っているからこそ、活動が円滑に実施できている様子を見て取ることができます。「心細い時は、サポーターが自分をしっかり見てくれてフォローしてくれているので、何を言っても大丈夫なんだと安心できる」という参加する中学生の声や、「最初は全く発言しない子もいたが、自分の意見をしっかりと言えるようになった子どもの成長を見たり、生き生きとしている子どもの姿を見たりして、自分自身もエネルギーをもらっている」というサポーターの声を聴くことができました。このような両者（青少年とサポーター）の関係性は、大人が子どもを支援するばかりの関係性ではなく、子どもと大人が支え合う関係性であると捉えることができるでしょう。

青少年にとって、地域の大人と共に活動することは、「地域のために活動している市民との出会いの場である」と捉えることができます。地域の中でこうした大人の背中を見て育つ青少年を増やすことと、青少年をサポートする地域の大人を増やすことの両面が、求められます。

3 ナナメのつながりとヨコのつながりの構築

(1) ナナメのつながりの構築

青少年が社会参加をするときに、重要なのはナナメのつながりです。例えば、川崎市子どもの権利条例には七つの柱があり、その一つに「参加する権利」を認めています。この「参加する権利」を保障するために、「参加に際し、適切な支援が受けられること」を定めています。この「適切な支援」は、「具体的には参加に必要な方法や手続き、情報を得る力をつけるような支援を想定」しています。子どもが社会参加するにあたって、適切な情報を得る力を支援する必要性があり、これは大人に課せられている。子どもの権利条例においてもナナメのつながりを定めていることがわかります。

しかし、ここでいうナナメのつながりはそれでだけではありません。子どもが社会参加したときにも、そのつながりは必要です。それは、その参加にあたって見いだされるロールモデルの存在であります。社会参加のなかで、あこがれる存在を見つけられるのか、ということになります。この点は、第30期の本会の意見具申書にも記されています。ロールモデルを見つけることで、青少年は参加のなかで、より積極的な参加のモチベーションとなり、

継続的な活動が見込めます。大切なのは、そのロールモデルを見つけた青少年が次代のロールモデルになり得るということです。青少年自身の活動の継続性ととも、その団体の継続性につながるということです。以前の期では、子ども会の事例や川崎ワカモノ未来 PROJECT の事例などを紹介し、このナナメのつながりの重要性について書いていますが、現状青少年の社会参加において、このナナメのつながりが広がっているとはいえません。

大人が青少年に対して、社会参加の情報を積極的にアピールし、参加の中でロールモデルを見つける環境を整備することがナナメのつながりを構築するにあたって必要なことです。このつながりを構築することで、より地域に密着した活動が展開されると期待されます。

(2) ヨコのつながりの構築

青少年の社会参加にあたっては、ヨコのつながりも重要となります。まず、ヨコのつながりで大切なのは、青少年同士のつながりです。先ほど、情報の支援について記しましたが、情報は「ナナメ」だけではなく、「横」にも拡散します。もちろん、参加している最中の青少年同士のつながりという意味もあります。参加しているなかで、様々な困難にぶつかりますが、その時にお互いに相談しあえたり、それぞれの得意を生かしたりする連携ができるような関係性が望まれます。そのために、必要なことは青少年に社会参加の情報を届けるためにも、SNSなどといったツールを有効に使うことです。また、社会参加をしている青少年たちの活動報告会のように、つながる場を用意することも考えられます。青少年同士が有機的につながる場を構築することが課題として挙げられます。

また、青少年間のつながりだけではなく、団体間や支援している大人のつながりも重要です。青少年にとって今なにが必要なのか、といった情報などを共有することは支援するにあたり大切なことといえます。こちら、SNSや会議などといった形で、お互いの情報を共有できる環境整備が必須といえます。従来、特定の分野ではそうした情報共有がされていましたが、その分野の垣根を取り払い、多様な情報共有ができる仕組みを整備することが求められます。

これらのつながりは、青少年の多様な社会参加を保障するものといえます。より多様な青少年が参加するにあたり、青少年間および団体・大人間のつながりが仕組みとして構築されていないことが課題として挙げられます。また、こうした社会参加の情報が「横」に拡散できていない現状があります。今後、SNSなど青少年の使用頻度の高いツールを使用することで、情報を届けられる仕組みも必要となります。顔と顔が見られるなかでのより深い関係性の築くことのできると仕組みと、顔が見えない中で情報を届け

る仕組みの二つが構築される必要があると言えます。

(3) ナナメとヨコの有機的なつながりの構築

上記で示したナナメのつながりとヨコのつながりは有機的につながっていく必要があります。特に、ここまで課題としてそれぞれのつながりについて、指摘しましたが、団体によってはいずれも克服している場合も散見されます。しかし、川崎市全体に視野を広げたときに、この有機的なつながりが構築されているとはいえません。川崎市のすべての青少年が社会参加するためにも、ナナメのつながりとヨコのつながりを有機的にし、市全体に広げる取り組みが必要です。有機的なつながりの構築により、目指すのは青少年の社会参加への包括性と多様性です。

今回の意見具申書の対象は、川崎市内にいるすべての青少年です。すべての青少年が社会参加を可能にするために、必要なのは包括性と多様性です。川崎市市内の青少年の社会参加を支援している団体は、長年の活動で得た知見を活かして活動していますが、上記の通りその団体間同士の有機的なつながりが持っていないことが現状であり、どうしても社会参加する青少年は一定層のみとなっているのが現状です。特に、近年青少年のニーズが多様化しており、その一定層の青少年を各団体が手のかえ品をかえて、取り合っている現状も見受けられます。そこで必要なのは、この有機的なつながりを構築するために中心となるコーディネーター的役割をもつ人や団体の存在です。これまでの意見具申書でもその存在の必要性は指摘されており、中学校区地域教育会議においてコーディネーターが設置され始めています。しかし、まだまだその設置が広がっておらず、またナナメのつながりとヨコのつながりを有機的なつながりにする役割には至っていません。そこで、今後各区の特性を知った形でそれぞれの地域の事情を知った人や団体がそのコーディネーター的役割を担うことで、よりスムーズなつながりの構築ができ、青少年の社会参加の包括性と保証できます。

第3章 現状における川崎市内の取組

前章では、居場所の確保、社会参加の促進、ナナメのつながりとヨコのつながりの構築に焦点をあて、「青少年の心のふるさと川崎を目指して」の実現化における課題と解決方法について述べました。本章では、川崎市内の団体が行っている青少年を対象とした様々な取組や活動から、具体的な解決方法を見ていきます。中には全国から注目を集めている団体や、40年以上の歴史を持つ取り組みなどもあります。過去の本協議会において視察した団体も含め、今回の協議題「青少年の心のふるさと川崎を目指して～子どもの権利に根差した地域づくり～」に基づき、視察先を選定しています。特に選定過程では、協議題の対象が「すべて」の青少年であるという点、子どもの権利に根差した活動をしている点などを重視し、視察先を決定しました。

以下、視察した団体ごとに、活動とその機能を紹介します。ここで記した視察先は、青少年の社会参加等の取り組みを先進的に進めている事例です。こうした事例を基に、さらに川崎市内で多様な取り組みが広がることを期待しています。

1 多摩区ソーシャルデザインセンター

(1) 学生たちの「社会参画のフィールド」として

ソーシャルデザインセンターは、多様な主体の連携によって、地域の様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤ですが、多摩区では、新たな地域づくりをしたいという人たちが集まっています。中心メンバーは学生が多いため、運営側では、多摩区ソーシャルデザインセンター（以下「多摩区SDC」という。）が担う「市民創発」や「中間支援」の機能について学生たちにも分かるように説明しています。中間支援機能の一環として、多摩区SDCが自ら区役所で子ども食堂を実施しました。子ども食堂については、子どもの貧困対策というよりは、他都市から流入した子育て世帯における母親同士の交流などを狙っています。子ども食堂の中で学生と子どもたちがコミュニケーションをとり、それがきっかけとなって学生主催でドッジボール講座や書初め講座なども行っており、結果的にそれが親子の交流を深めたり、不登校対策につながったりする効果も期待できます。また、学生が自分のできることをコンテンツ化していくことで、学生自身の自信にもつながり、積極的に既存の地域のイベントなどでも存在感を見せ始めています。「登戸まちなか遊縁地」に60名近くの学生が参加して、例年より3,000人近く来客数を増やしたり、多摩川の河川敷を上手く活用して何かしてほしいと区役所から相談があつて、「登戸・たまがわマルシェ」として大規模なフリーマーケットを開催したりと、地域に入って実際に自分たちで手を動かして中間支援機能を果たしていくようになっていきました。

多摩区SDCは「市民創発」「中間支援」の役割を明確にし、子ども食堂を運営する目的を「子育て世帯における子どもたちや母親同士の交流」に絞ることで、運営に参加する学生たちに目的意識を芽生えさせ、活動しやすいフィールドを用意したことが成功の秘訣であると考えています。ありとあらゆる世代をターゲットにするのでは、コンセプトがぼやけてしまい、活動に参加する学生も動機付けが難しくなってしまいます。子どもたちと一緒に遊ぶことや、歳の近い母親世代とのコミュニケーションは、参加する学生が得意とする分野ではないでしょうか。

(2) 「青少年の居場所」として

学生が参加するきっかけとしては、就職活動、AO入試、指定校推薦等が多いようですが、やはり、活動そのものが楽しくないと続かないのは学生のインタビューからも明らかです。SDCで皆が楽しんで活動をしていて、その楽しさが人をどんどん集めていって、人と人がつながっていくうちに、SDCで活動することがライフワークと思えるほどの居場所となるために、多摩区SDCは皆がやっていないこと（ブルーオーシャン戦略）や地域の支援者とのつながりづくりを意識しています。「ボランティア」活動というと、「困っている人を支援する」という一方向の関わり方になりますが、多摩区SDCでは、お互いにwin-winになる関係づくりを目指しています。保育園の散歩の時間に公園で実施した「ドッジボール講座」が好例でしょう。イベントとして力を入れて集客する必要が無く、利用者の保育園に対する評価を高める側面もある上、子どもたちと遊ぶことで学生も楽しみながら、保育士さんたちも学生たちに任せて休むことができるという取り組みです。辛い「ボランティア」活動の場では学生も楽しむことはできず長続きしません、地域の支援者とwin-winの関係性を作ることで、「青少年の日常的な居場所」として機能するのです。

(3) 「つながりの場」として

多摩区SDC自体まだ歴史は浅く、コロナ禍でやる事が無い学生たちがこの1年で数多く集まりました。マネジメントメンバーと呼ばれる学生は、各担当の企画の進捗状況を確認したり、各企画のサポートに回ったりしています。メンバーが増え、活動の幅も広がっていく中で、学生だけではできないことも増えていきました。そうした中では、いかに周囲の人や支援者となつながら、コロナ禍の中でどのように関係性を作っていくかということまで考える必要が出てきたということも、学生が自ら気づき実践する場となっています。

大学の友達等にSDCの話をするにはあるが、「ボランティアをしてい

る」と言ってしまうと“意識高い系”と思われてしまうのが嫌なので、「地域のサークル活動だよ」という言い方をします。「ボランティア」という言葉を対外的にはネガティブな響きを含む独善的な活動として受け止めている一方で、「誰かのため」とか「地域に貢献したい」などとは学生はさほど思っておらず、それより先にまず「自分が楽しむこと」があって、SDCで仲間と一緒に楽しい時間を過ごした結果として、地域のためにもなるなら良いと思っている。そんな気持ちが「サークル活動」という言葉に集約されているのではないのでしょうか。学生の社会参画の動機付けのためにも、若者の心に刺さる「キラーワード」を考えてみる必要があります。

大人は、「市民創発」「中間支援」というSDCの役割に目を向けているが、活動する学生としては、「知り合いがいるから」位の気持ちで参加してもらうのが一番入りやすいようです。ひとまず参加してみて、少しずつ活動をしていく中で、多くの人とつながり、今まで一人では出来なかったことがチームで出来た。となるような、成長を感じられるフィールドであることが大切なのです。

2 川崎市子ども夢パーク

(1) 自由に過ごせる「プレーパーク」として

文部科学省の直近の調査で、幼少期の体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていると、子どもたちの自尊感情に良い影響を与えるという調査研究結果が出ており、夢パークでは、自然活動というものを子どもたちの社会参加やチャレンジの機会にするという考えがあります。

【参考】令和2（2020）年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告（文部科学省HPより）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00738.html

「子どもの権利条例」が川崎市で根付いていくためには、“義務”より先に“権利”が守られていなければなりません。子どもたちは、自分たちの権利が守られていなければ、他者の権利を守るところにまで意識が働きません。夢パークでは、子どもたちが自分の気持ちを自らの言葉で表現することをできるだけ担保するようにしています。また、権利の相互尊重という観点から「気持ちを言うときは正誤や善悪のジャッジ（判定）を受けない」ようにしています。そのためにも、人間としてごく自然に沸き起こる負の感情も言葉にできるような学校社会や地域社会というものをいかに築けるかというのも一つの課題となります。日本社会は個人の負の感情を抑え込もうとし、失敗に対してとても不寛容です。もっと失敗が当たり前の社

会、失敗を恥としない文化を目指す必要があるでしょう。子どもたちの社会参加や色々なチャレンジを阻害している要因の一つとして、「親のブレーキ」というものもあります。意外な子が意外な遊びに意欲を示すとき、それを「危険だから」と親が止めてしまうと子どもは何もできなくなってしまう。親自身が自分で何かを切り開いていった経験が無いと子どもにチャレンジさせるというのなかなか難しいかもしれませんが、親が覚悟を決めて子どもにチャレンジさせるということも大事なのではないのでしょうか。

(2) 居場所としての「フリースペースえん」

大人と子どもが共有する時間を豊かなものにすることが必要で、夢パークでは「子ども時間」を確保することを大事にしています。生産性を高めるような「Do」が求められる時間ではなく、自分がいたいようにいられる「Be」の時間を確保するようにしています。家庭ではなく他者と一緒に居る場所において、自分がいたいようにいることによる他者との摩擦はゼロではないでしょう。子どもたちの問題行動を排除しようとしたり、それをもって出入禁止にはせず、子どもたちの問題行動を“SOS”と捉えそれにどう対処すべきか、大人がしっかりと引き受ける覚悟を持つことが必要になります。そういう大人は関わった子どもから見るとロールモデルになり得るのです。実際に、夢パークやフリースペースで育った、ミュージシャンや料理人など様々な方面で活躍している子は、今でもふらっと顔を出してくれたり、八丈島キャンプなどのイベントにも参加してくれたりするそうです。そこで色々な特技を披露して、それを見た子どもたちが「かっこいい」と盛り上がります。子どもたちは、成功、肩書、地位よりも「かっこいい」と思える人に憧れるものなのです。

コロナ禍において夫婦喧嘩や兄弟喧嘩が増えたりして、多くの家庭で家庭内ストレスが増加し、子どもたちの虐待を防ぐためにも学校の大きな機能が“子どもの安心できる場を提供すること”であることが明確になりました。また、教育はどうなるのかという心配よりも、まず「学校が休みになったら子どもたちの居場所ははどうしよう」という保護者の声が大きくあがりました。今後発生する可能性が高い大規模な自然災害などにより学校が機能しなくなった場合に備えて、子どもたちの居場所を確保することが必要です。その上で夢パークやフリースペースえんのように子どもたちが自分たちのやりたいことを様々な選択肢の中から選んで、自分の過ごしたいように過ごせる居場所を作っていくことが急務です。

3 川崎市子ども会議

(1) 子どもたちとサポーターの関わり

子ども委員は16名（男子3名、女子13名）。うち高校生が2名、中学生が10名、小学生が4名です。サポーターは計10名おり、大学生世代～20代が8名、30代が1名、50代が1名（年齢制限は特に設けていない）です。10名のうち7名はOB・OGで、毎回4～5名が参加しています。現在、子どもたちが取り組んでいるテーマは、きっかけとして2020年2月からの一斉休校により、子ども会議の活動も2か月ぐらい止まっていた間、どんな過ごし方をしたか、何を考えていたかなどを子どもたちが話し合いながら、徐々に活動の方向性が固まってきました。

サポーターはできるだけ子どもたちの中にある思いや意見を引き出そうとしています。子どもたちの意見をしっかり聞いて、必要に応じて必要なタイミングで手を差し伸べるということを意識されています。一方で、サポーターが何もしないと子どもたちだけでは何も決まらなかったり、收拾がつかなくなったりもするので、関わり具合（バランス）に気を付けながらサポートしています。

サポーターの10名のうち7名がOB・OGという点は見逃せません。自分たちが子ども会議に参加していた頃、サポートしてもらった自らの経験を子どもたちに伝えてあげたいという思いや、その経験を生かしてより良い子どもたち関わり方を模索していることが伝わってきます。子ども会議のサポーターが社会参加の入口となっているといっても過言ではないでしょう。

(2) 居場所としての子ども会議

子ども会議は、他の人が自分の話をきちんと聞いてくれる、受け入れてくれるという安心を感じられる場となっています。サポーターのフォローもありつつ、子どもたちが自分の思いを話し合いながらコミュニケーションを取り続けていく中で子ども会議の和気藹々とした雰囲気生まれています。話をするのが苦手なだけでなく、写真に写りたがらなかったり、他人に攻撃的だったり、初めのうちは色々な子どもたちがいますが、そういう子も、活動を続けていく中で少しずつ変化していったり、あるいは急に変化したりということがあるそうです。子ども会議に来る子どもたちの中には、何かしら「否定された経験」を持っている子もおり、そういう子どもたちほど、自分を受け入れてもらえないことには敏感になります。特定の何かを“達成”するために子ども会議に来るというよりも、「ここに来れば話を聞いてもらえる」「ここに来れば皆と一緒に何かできる」位の気持ちで、自分が安心できる居場所として参加する子どもが多いのは現代の子ども会議の特徴でしょう。

一方、子ども会議の居場所としての側面が強くなることで、成果を上げた

り、市長に提言したりするという機能が弱くなってしまうことを悩むサポーターも居りました。子ども会議の目的が、市長への提言（子どもの自主性）なのか居場所なのかは相反するものではなく、子ども会議が子どもたちの自由な議論の場として機能するためにも、安心して発言できる居場所が土台として必要なのではないのでしょうか。

子どもの自主性と、市長への提言の、どちらの機能も子どもの権利条例にはうたわれておりますが、そのバランスは難しいでしょう。子ども会議に参加している子どもたちの中には、提言や報告に至るプロセスを大事にしている子どももおり、それを支える大人やサポーターも子どもたちの成長を大事にしている中で、活動の成果や提言の内容ばかりが求められると、そこに至るプロセスや子どもたちの成長というものが見過ごされてしまうことが危惧されます。

4 「かわさき子どもの権利の日事業」実施団体

(1) 豊かな地域療育を考える連絡会

1981年は、「国際障がい者年」とされた年です。以降、日本各地で障がい者支援の取り組みが提起されることとなります。川崎では、川崎市教職員組合と川崎市職員労働組合が共に呼びかけ人となり、障がいに関する様々な取組や情報共有を図ることのできる体制づくりが進められます。教職員や医療関係者、障がい者支援事業所などの“ヨコのつながり”が生まれたことが素地となり、豊かな地域療育を考える連絡会の呼びかけには幅広い関係者が集まりました。

まず、特筆すべきは、団体の構成員です。特別支援学校の地域支援担当の教員、療育センター職員、事業所（放課後等デイサービスや相談支援事業所など）の職員、障がいのある子どもの保護者、医療関係者、NPO法人などを主な構成メンバーとしており、必要に応じて関係行政機関等にも参加を呼びかけるなど、多様です。こうした多様な構成員をもつ団体は、全国を見回しても川崎だけではないかと、言われています。この多様性は、上述した通り、“ヨコのつながり”の素地があった点に関係していると思われます。現在、170名の団体・個人が登録していますが、主な活動は、毎月開催している定例会です。定例会では、障がいのある子どもの療育に関わる情報交換や研修、各種イベント等を行っています。この情報交換では、障がいの種類別に行うのではなく、すべての子どもたちの困り感を共有しているようです。たとえ、障がいも異なっても、一人ひとりの子どもたちが抱えている困り感は似ていることや共通な点が多いからと担当の方は話していました。

このように、豊かな地域療育を考える連絡会は、活動の範囲は川崎市全体と広範なものです。しかし、市全域に広げることで多様な構成員となり、“ヨ

コつながり”を構築しています。そのつながりを活かして、さまざまな情報を共有し、行政にその声を伝えています。

(2) こどものまちミニカワサキ実行委員会

こどものまちミニカワサキ実行委員会は、2018年から取り組みを始めています。その始まりは、横浜市都筑区で開催されたミニヨコハマシティに、参加したことです。この取り組みを川崎で開催したいと思い、保育園の母親同士のつながりを生かして、同年に開催に至ります。開催後、参加した子どもたちから次々と次回開催に至るアイデアが出され、子どもたちが積極的に参加する場となりました。

こうした子どもたちが積極的な参加をするようになったのは、2つの理由が挙げられると思います。ひとつには、「大人口出し禁止」の原則です。子どもたち自身が好きなように、街づくりをできる環境を整えています。特に、ミニカワサキでは、ミニカワサキにしかない職業が存在しており、街の円滑な運営に貢献していると担当者の方は話しています。そこにしかない職業が存在するのも、「大人口出し禁止」のなかで、子どもたちが工夫を凝らしているといえます。この原則を徹底することで、こどもの町自体の取り組みが“職業体験”のようになってしまいがちだが、大人が子どもの話を聞いて適度に見守りつつ、「大人のまちの子ども版」ではなく、「こどものまち」を作り上げられ、積極的な子どもの参加を喚起しています。また、運営に携わる大人は月1度の運営会議を開催し、意思疎通や分担などを担っています。

ふたつには、その子どもたちが活動しやすいプラットフォームづくりがあげられます。活動しやすい場所やSNSの活用をすることで、子どもたちの活躍の環境を整えています。

このように、こどものまちミニカワサキ実行委員会では、二つの取り組みによって、子どもたちの積極的な参加を喚起し、支えています。「大人口出し禁止」というルールを文字通り実行すれば、放任となってしまいます。しかしながら、紹介した通り、子どもたちが活躍する環境を大人で整えています。子どもたちが積極的に参加を喚起できる取り組みをしています。子どもの積極的な参加を促すナナメのつながりが構築されているといえます。

5 社会福祉法人青丘社

地域密着で活動する団体として、特に本具申書のテーマである「心のふるさと」に引き付けていうのであれば、川崎区桜本に拠点を置く社会福祉法人青丘社の取り組みをあげる必要があります。本意見具申書の対象は、川崎市の「すべて」の青少年です。「すべて」と表現したのは、川崎市内に住む外国にルーツを持つ青少年といったその対象から漏れてしまいがちの人たち

も含めて「すべて」としています。

本法人は、1969年の在日大韓基督教川崎教会附属桜本保育園開設から活動を始め、1972年に社会福祉法人格を取得しています。現在まで50年以上の活動歴を誇る団体です。桜本地域といえば、コリアタウンを想起させますが、青丘社の担当の方曰く「国籍や日本での在住歴などは多種多様」であり、多様なニーズに合わせた活動を行っているとのこと。特に、その青丘社の活動の中でも「ふれあい館」は外国につながる青少年たちに対して、スポットを当てています。

ふれあい館では、①多文化共生の視点、②地域づくり（地域包括ケアシステム）の視点、③子ども・若者の居場所づくりという3つの視点を大切に活動されています。①においては、「在日コリアンが自国の文化を継承して、自分に誇りを持ってもらえるよう、様々な活動を行っており、そこで伝承される韓国や朝鮮の文化が、そのまま桜本という地域の文化となってきたのを実感」と担当者の方が語っていただきました。また、③においては様々なニーズの持つ子どもたち（外国につながる子・特別支援級に通っている子・家にも学校にも居場所のない子など）を「“ごちゃまぜ”になって過ごせる居場所づくりを心がけ」ていらっしゃいます。

ふれあい館の大切な視点を見るだけでも、子どもの権利条例にある「ありのままの自分である」権利といった、子どもたちが「安心して生きる」ことのできる環境を整えていることがわかります。こうした環境の整備は、50年以上の活動歴に裏打ちされた地域の「受け皿」になり続けていたことに起因します。「受け皿」こそ、青少年の社会参加にとって必要な場所ではないでしょうか。特に、「北部からふれあい館に通っていた子が『自分がふれあい館にやってこられたのは、地域の人たちや学校の先生が自分の話を聞いてくれたからだ』と言っていたのが印象的で、辛いときや苦しいときに手を差し伸べてくれる大人の存在というのは、非常に大きいのだと思う」というエピソードは、そのことを示す事例です。子どもに関わるすべての大人が多様なニーズを抱えている子どもたちの声にしっかりと耳を傾けることの重要性を示しています。

また、子どもたちが安心して生きられるように、その家族まで支援の対象として考えています。家族への支援として、多言語情報提供サービス（様々な制度や生活情報を多言語で配信する）、子ども食堂、フードパントリーによる食糧支援などを実施しています。

今回の視察で特筆すべき点は、ふれあい館で行っている学習支援です。2000年代初めから、子どもたちへの学習支援を行っており、現在はその学習支援を過去に受けた高校生や大学生が夏休みに来館し、ボランティアで学習支援を支えています。高校生や大学生たちは、学習支援をすることで、自身

の小学生・中学生の時を思い出し、自己を見つめなおす機会となっているようです。このように、ふれあい館での活動は、先ほど課題で記したナナメのつながりが構築されていることがわかります。小・中学生からすれば、高校生・大学生はあこがれの対象になりうる存在です。こうして身近にロールモデルがいることで、社会参加の一助になります。

一方で、ヨコのつながりであるがここでは2点、注目します。第一は、ふれあい館に来ている子ども同士のつながりです。ふれあい館が居場所として、子どもたちが安心して生きる場になっており、「ごちゃまぜ」の空間で友達づくりを学んだことにより「今度はふれあい館の外でも周りの子どもとつながれるようになる」事例を教えてくださいました。言葉などの壁を乗り越えることで、友達づくりの自信をつけた子どもたちが、その外で新しい友達を作るといふ、この成功体験の積み重ねは、ふれあい館ならではの取り組みといえます。

第二に、外国につながるルーツの方たちを支援している団体間です。個別のケースに応じて、団体間でのつながりを持たせたケースや市が主催するフォーラムなどでつながりを持ったケースなど、団体間のつながりもあるように思われます。

最後に、コロナ禍における問題を記したい。ふれあい館の職員の方からは、「コロナで新たに生まれた課題があるというよりも、もともとあった課題がコロナで浮き彫りになったという印象がある」とおっしゃっていました。より浮彫りになった問題を今後解決するためにも、ふれあい館の取り組みが全市に広がることを願います。

6 それぞれの機能と今後への期待

(1) 川崎市市内において有している機能

上記、6つの団体の視察を行いました。ここで各団体の特徴を簡単に振り返りたいと思います。

まず、多摩区ソーシャルデザインセンターについてです。同団体は、多摩区を中心としていくつかの活動拠点を創っています。大学生世代が集う場所をまずは作り、活動をする環境を整えています。各活動は、各大学生の強みを生かし、地域に根差した活動を展開しています。それぞれの情報を交換するために、定例会を開催しており、それぞれの活動の“ヨコのつながり”を生み出しています。やりたいこととその活動の拠点を用意するといったように、青少年の社会参加を可能とする環境を整えています。

続いて、川崎市夢パークについてです。夢パーク運営の大原則として、子どもの権利条例、特に安心して生きることやありのままの自分であることなどを保障しています。こうした保障によって、子どもたちが生き生きと活動

しています。特筆すべきは、フリースペースえんの存在です。えんを卒業した子どもたちは、その後各方面で活躍を遂げ、えんの講師として呼ばれます。こうして、えんに通っている子どもたちのあこがれとして、卒業生が映ります。卒業生は、まさにロールモデルとなっているといえます。また、勤務スタッフの中には、えんの卒業生も存在しており、スタッフとえんに通っている子どもたちの関係性も特筆すべき関係性といえます。子どもの権利に根差した運営とスタッフや卒業生といった憧れの存在がいることで、子どもたちの生き生きとした活動につながります。

その夢パークに活動拠点を置いているのが三つ目の視察先であった川崎市子ども会議です。子どもの権利条例によって設置された子ども会議で、川崎市長に提言できる機能を有しています。子どもたちの自主的な活動のもと、市長提言をするために議論を重ね、子どもの権利条例が定める参加する権利の象徴的な存在と言えます。その活動を支えているのは、子ども会議の卒業生を中心としたサポーターです。このサポーターもナナメのつながりとして位置づけられるものと言えます。

同じナナメのつながりの機能を有しているのは、青丘社の取り組みです。OBたちが学習支援のボランティアを行っていることがその機能と言えます。また、障がいのある子どもも、外国につながる子どもも含めてすべての子どもたちの居場所になる取り組みを行っており、すべての子どもたちが安心して集える居場所となっています。

また、こうした障がいのある子どもたちの支援を行っている団体として豊かな地域療育を考える会があります。1980年代から活動を続け、多様な構成員を有していることが特徴として挙げられます。こうしたヨコのつながりがあるからこそ、多くの声を拾い、様々な支援につなげています。市内全域の活動範囲を有するからこそ、できる活動と言えるでしょう。

最後に、こどものまちミニカワサキ実行委員会です。子どもたちが積極的に参加できる環境を整えていることが挙げられます。特に1年単位の活動のため、子どもや運営する大人の顔触れは変わります。しかし、その顔触れが変わることで、活動の方法をその時々で変えています。柔軟な活動によって、子どもたちの受け皿となっていると指摘できます。

以上のように、視察した団体は、いずれも子どもたちが安心して集う居場所機能を有しているといえよう。子どもたちが安心して集うためには、子どもの権利が保障されていることが大前提です。いずれの団体も子どもの権利条例を尊重した取り組みをしています。さらに、その居場所から子どもたちの積極的な社会参加につながっています。こうした参加を支えるロールモデルや多様な団体間のつながりが視察先にあったといえます。

(2) 今後への期待

こうした取り組みは、今後川崎市内全域に広げる必要があります。そのためには、まずすべての子どもたちを受け入れる受け皿が必要だといえます。その受け皿は、「安心」して、「ありのまま」の自分であることのできる居場所が必要です。市内に一つでも多くのこうした居場所を確保する必要があるといえます。そのために、子どもの権利のより一層の周知とそれに基づいた運営が求められます。今後、視察した取り組みが全市に広がり、子どもの権利条例の周知が期待されます。

また、各事例を見ると、居場所から積極的な社会参加へと活動が昇華しています。いわば、居場所によって社会参加への一步を踏み出すことが考えられます。その社会参加を支えるには、ナナメとヨコのつながりが必要だといえます。いずれの団体もこうしたつながりを有しており、今後は各団体の事例を全市で共有できるヨコのつながりが必要だと思われま

第4章 青少年問題協議会の提言

1 居場所づくり

(1) 関係性の居場所づくり

居場所は、物理的な空間・施設、イベントのような特定の機会ばかりではありません。居場所は、人間関係の中にも成立します。今期のヒアリング調査でも「地域の人たちや学校の先生が自分の話を聞いてくれた」「地域の子育て中の母親や、商売をしている大人等、普段の生活では接点のない大人と話すことで気づきを得られた」といった声が聞かれています。第2章で触れられている地域のサポーターのように、まちの中に大小様々な関係性の居場所が存在して、子どもが必要に応じて、その関係を使い分けできることが理想です。

関係性の居場所は、日常的な人と人の接点の中で生まれるものなので、大人側に特段の資格や力量を要するものではありません。子ども・青少年に関心を持ち、その子の今を受け止め、ありのままを肯定しているかどうかポイントになります。身近な地域を生活圏としている乳幼児期の親子や子どもが小学生低学年の頃に、日常的に地域の大人と知り合う機会があれば、大人が地域の子どもの成長に関心を持てるのではないのでしょうか。子育て中の親や、子どもの保育・教育に関わる大人も、子どもが低年齢のうちに、積極的にまちに出て遊び学ぶ機会、まちの大人と出会える機会づくりを、心がけたいものです。

また、市内の定時制高校で増えてきている学校の中に居場所をつくる「校内居場所カフェ」のような取組も、学校というタテとヨコの関係の日常に、

運営 NPO やボランティア等のナナメの関係が加わり、青少年が様々な大人と出会う機会をつくる好実践だと言えます。

子どもの SOS が問題行動として現れている場面などでは、大人がしっかりと引き受ける覚悟を持つことが必要（川崎市子ども夢パーク）という話がヒアリングの中では出てきました。子ども・青少年の今を受け止めて向き合うためには、大人が孤立していないこと、大人側に子ども・青少年を見守り支える人のつながり、ネットワークがあることが大切です。人のつながりが薄く孤立しがちな現代社会で、地域で市民が行う「子ども食堂」等の居場所づくり活動は、子ども・青少年の育ちに関心を寄せる大人が出会う契機となります。活動資源を持ち寄り、共に場を運営するプロセスで関係者の信頼関係を育てる効果も持ちます。

こうした居場所が子ども時代から長く関われる場として継続することは、大人の孤立を防ぎ、つながりづくりにも寄与します。市民による子どもを真ん中にした居場所活動の運営支援は重要です。また、官と民、健全育成と課題支援といった垣根を超えた連携も大切で、今後は、青少年問題協議会や地域教育会議など、子ども・青少年について考え、話し合う場に、居場所活動に取り組む市民団体の参画が必要ではないでしょうか。

（2）2種類の居場所の必要性

居場所には、同世代・同テーマの「共通点の居場所」と、多様・異年齢の「ごちゃまぜの居場所」、2種類が、車の両輪のように両方あることが大切です。大小様々な居場所が生活圏の中に選べるようにある状況を目指したいです。

①「共通点」の居場所

子ども・青少年を利用対象とした施設や機会であったり、不登校やひきこもり、外国につながる子ども、障がいのある子ども、子育て中の母親など、テーマや悩みを同じくする人が集う居場所です。リアルに集まる場だけでなく、ネット上のコミュニティの場合もあるでしょう。

共通点があるからこそ、のびのび過ごせたり、発言できたり、ほっとできる場です。仲間同士の支え合い、ピアサポート的機能が生まれる素地となります。そのためには、安心して自己開示できる心理的安全性が保障されることが大切です。誰かがオープンに語ることや、積極的に活動することで、他の参加者の心を揺さぶり相互作用を生みだします。それは結果的に、困りごとや痛みを抱えている参加者が自己回復に自ら踏み出す力を生むこともあります。

今期ヒアリングした事例では「こどものまちミニカワサキ実行委員会」や「川崎市子ども会議」「こども文化センター」がそれにあたります。子ど

もの意見をしっかり聞くこと、大人が関与するタイミングや程度にバランスが大切であることは、既にヒアリング報告で触れられた通りです。その他の在り方のポイントは、後段のこども文化センターの活用について触れた項へ譲ります。

②「ごちゃまぜ」な居場所

対象や目的を絞らず、どんな利用者も受け入れられる包括的な場で、こういう場は偶発的な出会いや、何かを始めようという動機が生まれる素地になります。今期ヒアリングした事例では「川崎市ふれあい館」が、ごちゃまぜになって過ごせる居場所づくりに取り組んでいました。

様々な生き方・価値観に触れることで、より広い社会と出会うきっかけになります。困りごとを抱えている子どもや青少年が、時にその状況から逃避し、家や学校等とは異なる顔を見せて過ごせる場でもあります。

川崎市内には、身近な地域における気軽なつながりの場であり、誰もが気軽に集える出会いの場を「まちのひろば」と呼んで居場所づくりを支援しています。また、ソーシャルデザインセンターも多様な人が集い、協働するフィールドです。子ども・青少年の参加も想定されていることを期待したいです。

(3) 居場所に余白があること

目的と活動を事前に想定しすぎない余白があることで得られるものがあります。ヒアリングの中で聞かれた青少年の声に「特に目的はなくても、大人たちと話せることが楽しい」というものがありました。居場所で出会った人との対話の中から、学生主催のイベントが始まる「きっかけ」になったり、「結果として」交流が生まれたり、不登校対策になっているという事例もありました。

その時集った顔ぶれに応じて、偶発的に生まれてくるものがあるのが居場所の価値です。「知り合いがいるから」くらいの気持ちで参加するのが関わりやすい、楽しんで活動していることで人が増えていく、という声もヒアリングの中にありました。いずれも居場所の在り方の大きなヒントです。

場づくりに、関われる余白や糊代があることで、多くの人が出し大人も青少年も対等に汗をかき、成功も失敗も共通体験にできます。共通体験を通じて生まれる人のつながりは、信頼できる人間関係に育ち、子ども・青少年に関わりを持つ大人同士のヨコのつながりも生みだします。

居場所が地域にネットワークを持ち、地域のキーパーソン、地域に今まさに起こっている様々な事柄の情報が、流れ込んでくるような場であることは、そこを入り口として地域との関わりを深めます。これは、関係性の居場所も、共通点の場も、ごちゃまぜの場も共通に言えることです。

(4) 民間・市民団体による多様な場づくりの価値

今期や過去の意見具申書で紹介されているような事例が、モデルとなり市内各所に広がることは期待したいことですが、地域性もあり、なかなか難しい面があります。すべての子ども・青少年を対象に考えるのであれば、取組の空白地を埋める方策が必要です。

例えば、外国につながる子どもの支援は、川崎区のような集住地域で、多文化のまちづくりが豊かに取り組まれています。他の区にも、外国につながる子どもは暮らしています。そうした散在地域の子どもがつながれるきっかけとなっていたのが、市民による学習支援の活動でした。こうした民間の場づくり活動同士がつながりを持つことで、面となって、子ども・青少年を見守り育むことを可能にしていました。こうした民間・市民団体による多様な場づくりが持つ可能性に着目し、また健全育成やテーマ型の活動を問わず、対話・連携の機会を作っていくことが、居場所の空白を埋めるためには大切ではないでしょうか。

2 社会参画のフィールドづくり

(1) コロナ禍でも子どもの社会参画のフィールドを担保すること

～こども文化センターへの Wi-Fi 機能の充実化～

川崎市子どもの権利条例の第 27 条に、「子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係を作り合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。」とあります。

上述の第 27 条に謳われているように、いかなる状況であっても「居場所の確保及びその存続に努める」ことが求められます。川崎市子ども夢パークが、この理念に則り、コロナ禍でも一貫して施設を開き続けてきたことは特筆すべきことです。しかしながら、子ども夢パークにアクセスするのが難しい子どもが多いのが現実です。

そこで、コロナ禍のような状況であったとしても、子どもの社会参画のフィールドを担保するために、子どもにとって身近な施設であるこども文化センターの活動に、オンラインで参画することができるような環境を整備することが求められるのではないのでしょうか。そのためには、こども文化センターの全施設に Wi-Fi 機能を充実化することが必要不可欠です。他方では、放課後の時間帯にこども文化センターを利用する小中高生が、各自のタブレット端末を使用した学習（宿題）に取り組むためにも、Wi-Fi 機能が欠かせ

ません。

一方、こども文化センターでは、コロナ禍となってから、多世代にわたる地域の人々が出会い、交流を図ることのできる「こども文化センター祭り」を開催することが難しい状況にあります。その代替として、オンラインを活用したイベントを開催する可能性を、検討することが考えられます。このような可能性を検討するためにも、こども文化センターへのWi-Fiの導入が求められます。

(2) 青少年の社会参画のフィールドづくりを支援するサポーターの育成

～サポーターを育成する学習機会の設定～

第2章第2節(3)で述べたとおり、青少年にとって、地域の大人と共に地域のさまざまな活動に取り組むことは、青少年が地域の中でこうした大人の背中を見て育つ学びの機会として、捉えることができます。それと同時に、このような機会は、青少年が「地域のために活動している市民との出会い」を通じて、こうした大人と交流を図りながら学ぶことのできるインフォーマルな教育の機会である、と捉えることができるでしょう。

このような青少年のインフォーマルな教育の機会を支援する大人を、地域に意識的に増やすことが求められます。第2章第1節(2)で述べたとおり、地域づくり事業に参画をしている青少年が、当該の活動で「地域の大人との関わりが、おもしろい」と言っていたことが印象的でした。第2章第1節(3)で述べたとおり、こうした大人は、全て子どもにとってナナメの関係性にある大人であり、たとえば川崎市子ども会議の事例では、このようなナナメの関係性にあるサポーターが、子どもたちを包み込むように見守っているからこそ、子どもたちが安心して活動を継続できている様子を確認することができました。

こうしたサポーターとは、子どもにとって指導者や監督者でもなく、友達でもない大人です。具体的には、子どもの成長を側面からゆったりと見守ることができ、子どもの自主性を尊重することのできるマインドを有し、必要に応じて適切な助言を行うことのできる力量を有する大人です。しかしながら、上述のようなマインドや力量を有するサポーターは、実際には希少な存在であると言えるでしょう。

そのため、青少年を支援するサポーターを、意識的に育成することが求められます。川崎市では、こうしたサポーターを養成することの重要性を認識しており、既に、サポーター養成のための研修や講座を実施しています。ここでは、青少年を支援する志を持った大人を対象として、子どもの権利についての理解を深める講座を開催したり、ファシリテーション力を修得するためのワークショップ等を行ったりしています。これらは、カリキュラムに則っ

て組織的に行われる研修、つまりノンフォーマルな学習機会です。

その一方で、サポーターとして活動する大人達が、自分たちの活動実践を省察し、振り返り、その内容を語り合うことによって、さまざまな情報を共有し、他者の実践と自己の実践を照らし合わせて、青少年と活動することの意味を見出していくような学び合いを実施しています。こうした取組は、サポーター同士が自主的に行うようなインフォーマルな学習機会です。

今後は、青少年を支援するサポーターを、さらに質と量の両面から増強していくために、前者のノンフォーマルな学習機会に加えて、後者のインフォーマルな学習機会がより活発化するような仕組みをつくることが大切です。そのためには、これまでサポーターの皆さんがどのように青少年と向き合い、支援してきたかという実践内容を改めて洗い出し、サポーターの果たす機能を検証する取組が必要なのではないでしょうか。そのうえで、サポーターの皆さんの有する経験値を共有化することのできる機会、つまりサポーター同士、あるいはサポーターになり得る可能性のある大人達が、対話を通して学び合うことのできる場づくりの活性化が求められます。こうしたサポーターとしてのマインドを有した大人が、地域のあらゆる場に散りばめられるように存在し、子どもを地域でゆったりと包み込むような体制が進められることが理想です。そのための一方策として、たとえば、ソーシャルデザインセンターやこども文化センター等、住民の多く集まる場所を活用して、上述のような形式姓に囚われないインフォーマルな学習機会を、継続的に設定してみることが提案します。

3 取組にあたっての留意点

(1) 地域に根差した活動にする

地域で活躍する大人や若者と次世代の子どもたちが共に活動することで、ロールモデルとなる人を身近に感じてもらえます。夢パークのヒアリングからも明らかなように、子どもたちは成功、肩書、地位より「かっこいい」と思える人に憧れるものです。身近な人に憧れ夢見た子どもたちが将来その地域のロールモデルとなっていくような好循環を生み出す仕掛けづくりが必要です。

そのためには、従来、大人や若者だけの団体活動に、積極的に子どもたちを混ぜることが必要です。こどものまちミニカワサキ実行委員会の「ミニカワサキ」企画が好例でしょう。地域のお祭りというようなイベントは、往々にして町内会や子ども会が主催者となり、大人たちが準備した会場で子どもたちが楽しむというものでした。もちろん、お祭りの当日にお店のお手伝いと称して子どもたちにも手伝ってもらうことはありますが、あくまでちょっとしたお手伝いという感覚でしょう。

これからは、お祭りの実行委員会に「子ども部会」を設置し、子どもたちの発案で、お祭りの1つのブースを企画し運営する形式が当たり前になって欲しいものです。企画や運営を通して、地域のお手本となりうる人（ロールモデルとなる人材）と出会い、関わり合いを持つことで、次世代のロールモデルの育成や、「こころのふるさと川崎」に繋がっていくことが期待できます。

地域の大人と子どもたちが協働することで、子どもたちは社会の仕組みや人と人のつながりが生み出す「正の側面」を学ぶことに留まらず、社会の不条理な側面や人の弱さや理不尽さのような「負の側面」も垣間見ることとなります。子どもたちが本当の意味で「川崎で育ってよかった」と思い、川崎の地で次世代のロールモデルとして活躍するためには、楽しい思い出や経験はもちろん辛く苦い経験を積むことで、自分たちが住む地域をより深く愛し、課題を発見し、自ら解決しようとするものでしょう。

(2) ロールモデルとなる人材が持ちうる要素

大人や若者の社会参画を考えるとときに、手本となるロールモデルは欠かせない存在です。ロールモデルは本人が成ろう！となってなるものではなく、様々な人が一緒に活動する中において、周りの人から見ると自然と憧れの存在となる人のことを指します。

川崎市には、既にロールモデルとなりうる多くの市民や団体が活動していますが、その活動の場は多岐に渡り、活動を広げるための人材の育成は容易ではありません。若者の社会参加をバックアップするための人材に求められる知識やスキルを予め定め、養成講座を開催することも困難でしょう。上述の通り若者が活躍できるフィールドを地域に根差した活動とするためには、ロールモデルとなる人材に地域の特性や文化の理解が求められるのは言うまでもありません。川崎市の子どもの権利条例についての理解も必須であると言えるでしょう。川崎市の寺子屋事業のような、大人が持つ知識や経験を若者や子どもたちに伝えることが目的の所謂「先生」とは異なり、ロールモデルとなる人材は、若者や子どもたちとの「話し合い」や、若者や子どもたちの取り組みを一步引いた位置から「俯瞰する姿勢」が必要となります。若者や子どもたちとの会話を成立させ、俯瞰する姿勢を実践するためには川崎市子どもの権利条例の理解は欠かせないものと言えます。

(3) ITを活用する

川崎市の人口は150万人を超えます。様々な考えのもとに地域に根差した活動を行ったり、プロフェッショナルなスキルを持った人が既に多くいます。

ICT社会の到来とともに、市民活動においてもSNSやオンライン会議

ツールを活用することで手軽に人と人のつながりを生み出すことも当たり前前の時代になっています。市内で活躍する市民や団体の存在を共有するために「人材バンク」をデータベースとして構築し、ソーシャルデザインセンターや市民館、こども文化センターに共有することで、本提言の取り組みをサポートする体制づくりに寄与することでしょう。仕事の異動や引っ越しなどで人が変わると失われがちな「つながり」を「人材バンク」を使ってデータベースに保存します。既に地域に存在する「つながり」を掘り起こすことにも活用できます。

【参考】人材バンク（人物相関図）のイメージ

<https://www.lucidchart.com/pages/ja/examples/correlation-diagram-maker>



大人や若者が実現したいことのカテゴリや方向性と相関がある人を紹介することで、適切なサポートやアドバイスを受けることが可能になります。このことは従来、行政の職員が属人的に把握していた「人づて」を可視化したものと捉えると分かりやすいでしょう。一方、人を紹介するという行為は、頼り頼られる属人的な関係性があるからこそ機能するものです。人材バンクの紹介だからといって必ずしも引き受けてもらえるものでもないため、人材バンクを活用したコーディネーター（市民館やこども文化センターのスタッフ）の育成も大切です。

行政や様々な団体が取り組んでいる活動に、大人や若者をマッチングさせたいというニーズも多いと思います。本人は、そこまで積極的に実現したい何かを持っているわけではないが、お手伝いする意思があるというケースです。川崎市は「かわさき子育てアプリ」という名前のスマートフォンアプリをリリースしています。このアプリは子育てをする保護者をターゲットとして子育てに役立つ情報や地域のイベントを調べたりすることができるアプリです。イベントごとに「お手伝い登録機能」を追加することで、子育てイベントを手伝いたいと考える大人や若者とイベントをマッチングさせ社会参加のきっかけづくりとすることも可能になります。

4 こども文化センターの活用と運営の見直し

こども文化センターは、川崎市内の中学校区に一館あり、現在 58 館存在しています。指定管理者制度が導入されており、58 館のうち 53 館は、かわさき市民活動センターが運営しています。また、館によってはバンド練習ができる音楽室を備えている施設もあり、地域によって、こども文化センターの機能やその求められる役割は変わっています。とはいえ、中学校区に一館あるという地域密着できる施設であるにも関わらず、社会参加の場としてその機能がいまだ十全に発揮できているとはいえません。そこで、本節では望まれる機能として3つの点について、指摘します。

(1) 青少年の「居場所」として

まず、求められる機能の一点目は青少年の「居場所」としてです。こども文化センターは、年末年始以外常時開館されており、日曜・祝日を除く曜日は9時30分から21時までが利用時間となっています(日曜・祝日は9時30分から18時まで)。特に、18時から21時までは中学生以上が主に利用する時間であるが、利用人数は小学生の利用と比べて圧倒的に少ないのが現状です。しかしながら、先ほども紹介したように中学校区に一館あるという利便性を考えれば、より青少年の利用が促進されるべきです。特に、これまでの川崎市内の取り組みを総覧すると、青少年の居場所として機能するためには次の2点が必要となります。

- ① 職員との関係性の構築(=ナナメのつながり)
- ② 利用している青少年の交流を促進する行事の創造(=ヨコのつながり)

このうち、①については、利用する青少年が好きな話や悩み相談などを職員とできる関係性が望まれます。その関係性を構築するために、考えられる方策は2つあります。1つ目は、職員の事務作業などの負担を減らすことです。指定管理者制度を導入しているため、事務作業などが多くなっている現状です。同制度の変更は難しいといえますが、こども文化センターの本来の機能を考えると事務負担の軽減は考える必要があります。特に、機能が様々な事務作業に追われ、利用する青少年たちとの関係性を築くことができない状況が続いていると思われまます。こども文化センターの職員は、事務員ではなく地域のすべての子どもたちの健全育成を担う役目をもった人たちです。現在、その関係性の構築をすることに注力できていない現状があると思われまます。また1つ目にもつながりますが、2つ目として18時～21時までの時間に正規の職員が基本的にいないことも挙げられます。基本的に夜間勤務は、臨時職員が勤務をしています。しかし、常時同じ職員がいるわけではない

め、恒常的な関わりができるとは言えません。そこで、18時～21時までの時間にも正規の職員が勤務をして、青少年との関係性を構築する必要があります。現在、こども文化センターの正規職員は、館長1名と職員2名の中で、運営を行っている状況です。夜間の恒常的なかかわりを目指すには、職員の補充も含めて視野に入れるべきです。

また、②についてですが、現在こども文化センターでは、中高生向けの行事を行っている館もあります。しかし、その行事数は日中に小学生向けに行っている行事と比べると少ないと言わざるを得ません。そこで、青少年の利用を促したり、青少年同士のつながりを構築できたりするような行事を今後さらに行うことが求められます。そのなかで、その行事は青少年が受動的なものになるのではなく、主体的に参加できるようなものが望まれます。中学校区に1館あるというメリットを活かして、より地域に密着した主体的な活動ができると思われれます。例えば、各こども文化センターで行われるお祭りに青少年が主体的に関わるなどということが想起できます。

以上のように、青少年の居場所としての機能がこども文化センターには求められます。ナナメとヨコのつながりの構築をすることで、より青少年の居場所の機能が向上すると思われれます。そのためには、職員の事務負担を減らし、つながりを持てる行事が開催できる時間を確保することを求めます。

(2) 青少年の「活動の拠点」として

こども文化センターに求められる機能の2つ目は、青少年の「活動の拠点」としてです。先ほどから記しているように、こども文化センターが中学校区に一館あるという地域に密着しています。特に、各こども文化センターには地域の代表者（子ども会役員、町内会役員など）が委員となっている運営協議会が設置されており、館の運営に重要な役割を果たしています。こども文化センターには、地域コミュニティと密接なつながりを有していると考えられます。また、本協議会の第29期意見具申書により、こども文化センターと子ども会の共催行事も開かれるようになり、より地域に開かれたこども文化センターの運営がされています。

この地域コミュニティの密接なつながりをより進展させることで青少年の「活動の拠点」となります。では、それを実現させるためにどのような方策が必要なのか、以下で記します。

まず、第一に、青少年が主体となる行事の開催が求められます。上記で記した通り、社会参加をするにはこども文化センターのように地域コミュニティに根差した場所は最適といえます。そこでそのような行事を開催するために、子ども運営会議もしくは上述の運営協議会に、青少年が参加することが大切といえます。会議の参加によって、新しい行事へ取り組むことが出来

たり、合意形成の達成感を味わったりすることができます。こうした参加の仕組みをこども文化センターが中心となって、作り上げることが求められます。

また、第二にそうした青少年の参加の環境整備をするためにも、運営協議会を中心として、地域コミュニティ間のヨコのつながりを持つことが望まれます。現状、中学校区には地域教育会議が存在し、学校・家庭・地域の委員で構成されています。一方で、運営協議会も上述した形での委員構成のため、委員が重複しているケースも見られます。しかしながら、こども文化センターに位置づいている運営協議会の場合、より活動に根差した形での協議会運営が期待されるのではないのでしょうか。前述の指摘通り、青少年が運営協議会に参加し、地域住民や団体をも巻き込んだ形でこども文化センターを拠点として新しい活動が創造されることを期待します。運営協議会にはその可能性を秘めています。現状、決まりきった活動の承認機関となっている点を踏まえると、こども文化センター職員が団体間のコーディネーターとして機能することを強く望みます。

また、本章第2節において、こども文化センターのインターネット環境の強化が指摘されています。この強化によって、運営協議会の運営を ICT の導入によって、より多様な団体が参加できるのではないのでしょうか。また、近隣の館を巻き込んだ形での行事運営も ICT の導入によって、その障害は低くなるのではないのでしょうか。運営協議会をより機能的にすることは、青少年の社会参加の促進に直結します。

多様な青少年のニーズにこたえるためにも、地域コミュニティ間のつながりを強化して、包括性と多様性を確保することでより幅広い参加を保障することになります。環境整備の面としてのヨコのつながり以外でも、こども文化センターは川崎市内各地にあるため、青少年が主体的に参加した取り組みを発表することで共有できる場が創造できます。

このように、青少年が主体的に参加する拠点として、こども文化センターの現在有している機能をさらに進展させる必要があります。また、(1)でも述べた通り、職員とのナナメのつながりが構築されているため、常に参加に対するサポートも受けられます。このような取り組みが続くことで、それまで参加をし続けたロールモデルが生まれ、継続性を担保することにもつながります。こども文化センターの今ある機能を進展させることで、地域に根差した社会参加の拠点機能が有することになります。

(3) 青少年の「育成の拠点」として

ここまでを振り返ると、こども文化センターはナナメのつながりとヨコのつながりを構築し、青少年の居場所となり、その青少年が主体的に参加でき

る活動の拠点としての機能を求めています。

以上の問題関心は、第 29 期同協議会の意見具申書によって、各区ないしは各支部（地区）の子ども会とこども文化センターの連携行事を行うことが提案されています。以後、現在にわたってこの行事は開催されています。しかし、問題点がないとは言えません。それは、子ども会とこども文化センターはそれぞれ独自のルールで行事の運営を行っており、そのルールの統一が難しい点にあります。例えば、行事参加した人への景品を渡す際に、お菓子を渡そうとします。子ども会では、参加者全員に渡しますが、こども文化センターのルールでは、アレルギーの確認をした人のみに渡すことになります。細かい点ながら、ルールが様々な点に違います。実際の行事運営の際に、こうした細かい点は、大きな障壁となります。特に、子ども会の場合は中高校生や大学生世代が企画・運営することが多いため、こうした障壁はその参画を妨げるものになります。特に青少年が社会参画する場合は、ルールまで彼らが決められる状態がより良いと思います。もちろん、安全管理はとても重要な点です。そうしたルールを決めるときの折り合いをつけることも含めて、自由な参画ができる環境を用意する必要があります。

第 29 期意見具申書以来、こども文化センターはより地域に開かれた活動となっています。こども文化センターと子ども会の活動は、上記に示した通り、青少年の社会参加の一端を担うものとなります。今後は、こうした活動をより積極的に活用することによって、「育成の拠点」となります。自由な発想のもとで、またこども文化センターのルールとは異なる運営スタイルを行うことで、より幅広い活動ができるのではないのでしょうか。その運営を若者が担うことで、育成の拠点ともなりえます。

こども文化センターが青少年にとって社会に参加する第一歩となり、そこから様々な場所へさらに参加・参画していくそのきっかけの場となることが望まれます。中学校区に一館あるという地の利を生かした形です。

従来、こども文化センターは小学生中心のあそび場となっています。また、子ども運営会議を開催し、子どもたちの声を反映させた館独自のルールづくりなどを話し合っていました。小学生が利用しない午前中には、親子で来館し、未就学児の親子のサークルの活動の場となっており、夜には様々な地域コミュニティが会議場所として利用しています。幅広い世代が集う場でありながらも、中学生から大学生世代の関わりが希薄となっていました。現在、希薄化している青少年世代がこども文化センターを利用するためには、青少年世代の「居場所」となり、社会参加をそこで体験できる「活動の拠点」となることを望みます。それらが達成できるからこそ、青少年を「育成する拠点」となります。青少年世代が積極的に参加することで、これまで利用していた小学生たちのロールモデルとなり、地域のコミュニティと関わりが

持てることで、青少年世代が新たなロールモデルを見つけることもできます。総ての世代が関わりを持てる意義は、まさにこの点にあります。

その際に、ヒントとなるのは、川崎市立高校で実施している自立支援事業（通称、café 事業）です。生徒自身の居場所を学校内に作り、なんでも話せる環境を整備し、専門のスタッフが常駐している事業になります。多くの人は、何かしらの悩みを抱えており、特に青少年世代は、その悩みを打ち明ける相談相手を見つけられないケースが散見されます。そんなときに、気軽に立ち寄れて、自身の悩みを打ち明けたり、その居場所を通じて新しい友達ができたりという「ありのままの自分である」場所は必要です。こども文化センターのこれまでの運営規則では、飲食するスペースが限られたり、相談できる職員がいなかったりと先ほど指摘した世代が安心して過ごせる居場所になりえていないのが現状です。こうした事業が各こども文化センターに広がり、地域に住む中学生から大学生世代の居場所となれることも強く望みます。

ナナメのつながりとヨコのつながりを構築し、既存の地域コミュニティのつながりをさらに強化することで、育成の拠点としてこども文化センターはより多くの青少年世代が利用できる場となります。川崎市内にある既存の施設を有効活用することで、青少年世代の社会参加につながります。第 29 期の意見具申をさらに生かした形でこども文化センターが活性化し、地域の青少年の「育成の拠点」となることが望まれます。

第 5 章 まとめ

今期の青少年問題協議会では「青少年の心のふるさと川崎を目指して」という主題を設定し、青少年の社会参加に関する現状、青少年が主体的に社会参加を行う意義と課題、それに伴う自己肯定感の醸成や川崎市への愛着形成に繋がる仕組みづくり等について議論してきました。

本章では、それらの議論について本意見具申書の中で第 1 章から第 4 章までで報告した内容や提言を改めて整理します。

1 青少年の現状

超高齢社会を迎え、年少人口・生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下が進む中、新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化、共働き世帯の増加、格差の拡大など、現代における家族の形や状況は従来のものとは大きく変化しており、そのような中で、青少年の意識や抱えるストレス、子育て家庭のニーズも変化し多様化してきています。

特に、新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化は生活に困窮する家

庭の増加だけでなく、人と人の関わりの希薄化につながります。従来、青少年が様々な世代との交流から得ていた多様な価値観やロールモデルを得にくい閉塞的な状況となっています。

国の調査からも現代の青少年の厳しい状況や閉塞的な状況が確認できます。自己に関する意識調査で「今の充実感」や「将来への希望」を感じる割合が直近で減少しています。

同様に川崎市が行った調査でも、「自分の将来が楽しみだ」や「今の自分が好きだ」というような自己肯定感に関する質問で中学生に上がると肯定的な回答をする割合が減少することが確認されています。

このような調査結果からも現代の青少年を取り巻く環境の厳しさや閉塞感がうかがえます。

そのような状況下で、川崎市では青少年問題協議会からの提言や「子どもの権利に関する条例」の制定などの取組を行ってきました。昨年度、20周年を迎えた「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが自分らしく育ち、学び、生活していくための7つの権利を定め、その中の「子どもの参加」という視点では今回の視察先でもある「川崎市子ども夢パーク」や「川崎市子ども会議」といった具体的な施策へとつながっています。

また、川崎市では市の総合的な市政計画として「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を定めています。前者では、5つの基本政策のうち、2つ目「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」の配下に「青少年活動推進事業」や「こども文化センター運営事業」等を定めています。また、子ども・若者の支援や子育て支援を総合的に推進していくために策定された後者では「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を基本理念とし、子どもの成長について様々な視点から述べられています。

これらの点を踏まえると、川崎市の現状や将来展望を把握した上で、より実践的で、実効性のある提言をしていくために、両計画の内容把握や評価は不可欠といえます。

2 青少年の育成に向けた課題

第1章では、現在の青少年を取り巻く厳しく閉塞的な環境について述べてきましたが、改善へ向けた課題について以下に述べていきます。

(1) 「居場所の確保」

多くの子どもにとって主たる居場所は「家庭」です。家庭での教育は日常生活の中で知らず知らずのうちに保護者から子どもに施されます。また、家庭以外で幼児期に慣れ親しんだ場所が後々の居場所となることも多いので、

乳幼児を養育する保護者への地域の居場所に関する情報提供が、十分に行われる必要があります。

この情報提供は公共施設に限らず、地域のさまざまな団体が企画・運営する子ども向けのイベント情報についても、同様の仕組みが求められます。「こどものまちミニカワサキ」のように特定の場所（施設）でなくても子どもの居場所となりうるので、大人がこうした場を創出・提供することや、参加する姿勢をもつことが求められます。一方で、家庭にいることが辛いという子どもが存在することも忘れてはいけません。このような子どもに対して家庭以外の居場所を用意すること、その居場所へ簡単に繋がれることなど地域ぐるみで育ちを支えるしくみを整備することが重要です。

また、居場所では子どもひとり一人が自分らしさを発揮できることが重要です。そのために、子どもたちの興味・関心を地域の仲間と追及できることや、子どもたちの活動を誘導せずにサポートする大人たちの存在が求められます。

(2) 「社会参加の促進」

各中学校区に設置されているこども文化センターは子どもを中心に利用がされていますが、地域住民のサークル活動の場や乳幼児の親向けの活動の場としても利用される等、大人たちが繋がる場としても利用できる場ということが分かりました。また、コロナ禍でのイベント開催やeスポーツのイベントなどWi-Fi環境の整備の重要性も確認できました。

また、障がいを抱える青少年や外国につながるのある青少年を含めたすべての青少年の居場所づくりや社会参加には、その青少年の存在を地域、学校、保護者との連携によって、自治体の関係部署や支援団体（地域組織やNPO）が把握することが不可欠であるとヒアリングを通して確認しました。

ここまでの内容で、青少年の社会参加・地域への参加には大人の存在が不可欠で、なおかつ大人と子どもの関係は上下関係・利害関係のある「タテ」の関係の存在や友達・仲間のような「ヨコ」の関係の存在ではなく、そのどちらでもない「ナナメ」の関係の大人であり、そうした大人を増やすことや、触れ合う機会を作っていくことが求められます。

(3) 「ナナメのつながり」と「ヨコのつながり」の構築

「ナナメのつながり」の構築で重要なことは子どもたちのロールモデルとなるような憧れられる大人の存在です。ロールモデルとなる大人の存在によって子どもたちの積極的な社会参加へつながり、その子どもたちが次のロールモデルになることで継続的でより地域に密着した活動が展開されます。

「ヨコのつながり」で重要なことは青少年同士あるいは支援する大人同士

が情報共有を積極的に行うことです。そのために、SNSなどのツールの活用と活動報告会のような対面の場をうまく併用することが必要となります。SNSのような使用頻度の高いツールを使用して多くの情報を多くの人に届けること、対面の場でより深い関係性を築いていくことの両面で青少年の社会参加をサポートしていく必要があります。

このような「ナナメのつながり」と「ヨコのつながり」を有機的にし、市全体に広がる取り組みが求められます。そのために有機的なつながりを構築するコーディネーターのような役割の人が求められています。すべての青少年の社会参加を可能にするためには「包括性」と「多様性」が求められますが、その2点を保証するためにも、このようなコーディネーターの存在が不可欠です。

3 現状における川崎市内の取組

第3章では青少年問題協議会で視察・ヒアリングを行った各施設・団体について記載しました。各施設・団体の特徴や機能については、次の表のとおりです。

【視察先の各施設・団体の特徴・機能】

施設・団体	特徴・機能
多摩区SDC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の社会参加 ・ 中間支援機能
川崎市子ども夢パーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利に関する条例を体現した施設 ・ 子どもたちの居場所（フリースペースえん）
川崎市子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長への提言 ・ 自主的な活動を通じた子どもたちの居場所
青丘社 (ふれあい館)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながる子どもも含めすべての子どもたちが安心して集える場所
豊かな地域療育を 考える会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもたちの支援 ・ 様々な声を拾い上げる
こどもの街ミニカ ワサキ実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの主体的・積極的な参加（大人口出し禁止） ・ 子どもが活躍しやすいプラットフォームづくり

すべての団体で「子どもの権利に関する条例」に掲げられている「安心して生きる権利」や「ありのままの自分である権利」などの基本的な権利を体現し

ている取組を伺うことが出来ました。

このような団体同士が繋がるための仕組みを作り、全市的に共有し広げていくことが重要です。

4 青少年問題協議会の提言

青少年が〈そのままの自分でいいんだ〉〈生きているのも悪くない〉という気持ちを抱き、「心のふるさと」として川崎のまちを実感できるようになるための具体的な仕組みづくりや留意点、既存の施設であるこども文化センターの活用と運営の見直しなどについて、第4章で述べてきたことを踏まえながら、提言について、改めて次のとおり示します。

(1) 多様な居場所の確保

まず、まちにおける青少年にとっての居場所とは、次のものを指すことを示しました。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 施設・イベントのような物理的な居場所2 人間関係の中から生まれる居場所（様々な関係性の居場所） |
|--|

さらに、2 人間関係の中から生まれる居場所には、次の2種類が車の両輪のように両方あることが大切であることを示しました。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">A テーマや悩み、世代などを同じくし、安心して自己開示ができる「共通点の居場所」B 様々な生き方・価値観に触れることができ、より広い社会と出会うことができる「ごちゃ混ぜな居場所」 |
|--|

居場所は、物理的な空間・施設、イベントのような特定の機会ばかりではありません。まずは、上記のような様々な関係性の居場所が存在することが必要です。

居場所の創出にあたっては、青少年に対する呼びかけだけでなく、青少年と向き合い、活動を見まもり、時にサポーターとして声掛けを担う大人が存在することが重要です。例えば、第3章で紹介した「川崎市子ども会議」や「多摩区ソーシャルデザインセンター」では、ヒアリングを通して、彼ら参加者が地域の仲間や大人などとのつながりを持ちつつ活動し、非認知能力や自己肯定感を高め、地域を自分たちの居場所として認識している姿を目にしました。

大人側が子どもと向き合うための準備を行い、大人同士のつながりを持つ機会を作っていくために、「まちのひろば」やSDCなど、居場所活動に取り組む市民団体の社会参画を促進するほか、健全育成とテーマ支援の垣根を越えた交流や連携も行っていく必要があります。

さらに、青少年がこうした場があることを認知し、必要に応じてアクセスが出来るよう、子ども・若者とその保護者に対し、あまねく情報提供する仕組みを構築する必要もあります。

(2) 社会参画の促進

(ア) こども文化センターの有する機能の活用と拡充

こども文化センターは各地域に存在する子どもに身近な施設として、地域の乳幼児から高校生までの多様な年齢の子どもとその父母、地域の住民等が利用するケースが増えています。市内58か所あるこども文化センターは地域の子どもたちと青少年を取り巻く大人たちの結節点となり得る可能性を有しており、川崎市が有する極めて貴重な資源であると考えます。例えば、市内114校で実施する「わくわくプラザ」の小学生や保護者との連携を図るなど、子どもの居場所としてだけではなく、青少年を取り巻く大人同士のつながり合えるきっかけづくりを創出していくことが必要です。一方で、長く続くコロナ禍において、子どもを中心とした多世代の住民がつながりあうイベントなどを実施することが難しいなか、青少年を取り巻くオンライン環境は発達の一途を辿っています。子どもを中心とした多世代の住民がつながりあうきっかけをより多様化するため、オンライン環境の整備は極めて重要です。タブレット端末での学習等の場面などオンラインを活用することが日常となっている環境に対応するためにも、こども文化センターへのWi-Fi機能の導入を強く求めます。

(イ) 困難な課題を抱える青少年の社会参加支援

困難な課題を抱える青少年の支援にあたっては、その存在を地域、学校、保護者との連携によって、自治体の関係部署や支援団体が把握することが必要です。そのうえで、「豊かな地域療育を考える連絡会」をはじめとする地域の支援団体と行政が連携して、切実な住民のニーズをデータとして情報を共有し、困難な課題を抱える子どもと保護者が、社会参加できる体制を整備していくことが必要です。

(ウ) サポーターとなり得る大人の育成

居場所にいる大人が青少年の社会参画、あるいは地域への参加を支援するサポーターとして機能することが重要です。こうしたサポーターは、子どもにとっては、保護者や教師のようなタテの関係にある大人でもなく、友達あるいは仲間同士のヨコの関係でもない、ナナメの位置にあります。指導者でも、友達でもないナナメの位置にいるサポーターたちの存在が、子どもたちの積極的な社会参画に繋がりますが、こうした存在となりうる大人は多くありません。そのため、こうしたサポーターを意識的に育成すること、そしてサポーター同士が繋がる場やマインドやスキルを学ぶ場を設けることが必要です。

(3) 「ナナメのつながり」と「ヨコのつながり」の構築

(ア) ナナメのつながり

青少年の社会参画にあつては、まず「ナナメのつながり」が重要です。それは、川崎市子どもの権利条例で規定する「参加する権利」を保障するために、子どもの社会参画にあつては、大人が「参加に必要な方法や手続き、情報を得る力をつけるような支援」をすること定めていることからわかります。

ただ、「ナナメのつながり」とは、それだけではありません。子どもが社会参画したときに、大人が子どもにとってロールモデルとして存在することが重要です。ロールモデルは、あこがれということもできます。第30期においても、「ナナメのつながり」の重要性について触れておりますが、現状青少年の社会参画において、この「ナナメのつながり」は広がっているとは言えません。社会参画を通してロールモデルを見つける環境を整備し、そのロールモデルを見つけた青少年が次代のロールモデルになっていく・・・このつながりを構築することが必要です。子どもの活動をサポートする大人の重要性について述べてきましたが、その大人身近なロールモデルとして感じてもらうためには、従来大人たちだけでやっていた地域の活動に子どもたちも積極的に混ぜることが必要です。いわゆる「お手伝い」ではなく企画・運営に携われることが、次世代の「ロールモデル」の育成や「こころのふるさと川崎」につながります。

(イ) ヨコのつながり

青少年の社会参画にあつては、「ヨコのつながり」も重要です。青少年同士のつながり、あるいは団体間、サポーターである大人同士のつながりなど、様々なヨコのつながりが想起されます。社会参画に関わる情報を共有し、届けるためには、従来の情報共有の仕組みだけでなく、SNSなどのツールを使用することも必須と言えます。顔と顔が見られるなかでのより深い関係性を築くことのできる仕組みと、顔が見えない中で情報を届ける仕組みの2つが情報共有手段として構築する必要があります。

資 料

地方青少年問題協議会法

発令 　　： 昭和28年7月25日法律第83号

最終改正： 平成25年6月14日号外法律第44号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

改正

昭和35年4月1日条例第12号

昭和37年3月31日条例第5号

平成9年3月31日条例第2号

平成12年12月21日条例第57号

平成19年12月19日条例第52号

平成27年3月23日条例第2号

平成27年12月17日条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）

第1条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第57号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

（2） 第3条の規定 平成27年6月1日

（3） 第19条の規定 平成27年7月1日

（4） 第7条の規定 平成28年4月1日

（5） 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

（6） 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日

（7） 第6条の規定 平成28年9月1日

（8） 第5条の規定 平成28年10月1日

（9） 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第31期川崎市青少年問題協議会 協議過程

全体会	議事内容
第1回（令和2年10月19日）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任 ・第30期の振返り及び第31期の進め方について ・協議題・調査専門委員の選任

協議題・調査専門委員会	議事内容
第1回（令和2年11月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 ・第31期の協議内容について
第2回（令和2年12月14日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議内容及び協議題の検討
第3回（令和3年2月9日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題（案）の決定

全体会	議事内容
第2回（令和3年3月26日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題の決定 ・起草専門委員の選任

起草専門委員会	議事内容
第1回（令和3年5月10日）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 ・今後の進め方について
第2回（令和3年7月7日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申の方向性について ・視察先の選定
視察①（令和3年9月10日）	多摩区ソーシャルデザインセンター
視察②（令和3年9月26日）	川崎市子ども夢パーク
第3回（令和3年10月29日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書の構成の検討 ・協議題の副題の検討
第4回（令和3年11月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書の構成の決定 ・協議題の副題（案）の決定
視察③（令和3年12月16日）	川崎市ふれあい館

全体会	議事内容
第3回（令和3年12月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の経過について ・協議題及び意見具申書の構成について ・今後の協議スケジュールについて

起草専門委員会	議事内容
視察④（令和4年1月16日）	川崎市子ども会議
第5回（令和4年2月14日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書（案）の作成（執筆担当者の決定）
視察⑤（令和4年3月8日）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の日事業実施団体、かわさき市民活動センター
第6回（令和4年3月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書（案）の作成（内容確認）
第7回（令和4年4月26日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書（案）の作成（内容確認）

全体会	議事内容
第4回（令和4年5月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ・第31期意見具申書（案）について（内容確認）

第 3 1 期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
会長	芳川 玲子	東海大学教授	学識経験			R2.9.1～R4.8.31
副会長	柴田 彩千子	東京学芸大学准教授	〃	○	○	R2.9.1～R4.8.31
委員	大西 いづみ	市議会議員	市議会			R2.9.1～R3.4.1
〃	吉沢 直美	市議会議員	〃			R2.9.1～R3.4.1
〃	各務 雅彦	市議会議員	〃			R2.9.1～R4.4.3
〃	春 孝明	市議会議員	〃			R2.9.1～R3.4.1
〃	田村 京三	市議会議員	〃			R3.4.2～R4.4.3
〃	矢沢 孝雄	市議会議員	〃			R3.4.2～R4.4.3
〃	押本 吉司	市議会議員	〃			R3.4.2～R4.4.3
〃	平山 浩二	市議会議員	〃			R4.4.4～R4.8.31
〃	加藤 孝明	市議会議員	〃			R4.4.4～R4.8.31
〃	月本 琢也	市議会議員	〃			R4.4.4～R4.8.31
〃	林 敏夫	市議会議員	〃			R4.4.4～R4.8.31
〃	小田嶋 満	教育長	教育委員会			R2.9.1～R4.8.31
〃	田吹 一步	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	関係行政 機関			R2.9.1～R4.8.31
〃	和田 英樹	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			R2.9.1～R4.3.31
〃	岩永 知子	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	南 一成	横浜保護観察所企画調整課長	〃			R2.9.1～R3.3.31
〃	岡野 みづほ	横浜保護観察所企画調整課長	〃			R3.4.1～R4.3.31
〃	土公 千鶴	横浜保護観察所企画調整課長	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	中村 有子	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター長	〃			R2.9.1～R4.3.31
〃	藤田 桂子	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター長	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	小林 達也	川崎市立小学校長会副会長	〃			R2.9.1～R4.3.31
〃	山川 佳美	川崎市立小学校長会 会計	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	小松 英光	川崎市立中学校長会 生徒指導部会長	〃	○		R2.9.1～R4.3.31
〃	新山 英樹	川崎市立中学校長会 生徒指導部会長	〃			R4.4.1～R4.8.31

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
〃	荒井 利之	川崎市立高等学校長会会長	〃			R2.9.1～R3.3.31
〃	高井 健次	川崎市立高等学校長会会長	〃			R3.4.1～R4.3.31
〃	山口 尚史	川崎市立高等学校長会会長	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	舘 勇紀	川崎市PTA連絡協議会会長	関係団体	○	○	R2.9.1～R4.8.31
〃	新井 久三	川崎市青少年育成連盟 理事長	〃			R2.9.1～R2.11.13
〃	小山 新生	川崎市青少年育成連盟 理事長	〃			R3.3.1～R3.7.11
〃	境 紳隆	川崎市青少年育成連盟 理事長	〃			R3.7.12～R4.8.31
〃	岸 真介	川崎市青少年指導員連絡 協議会会長	〃			R2.9.23～R4.8.31
〃	佐藤 善樹	川崎地区少年補導員連絡 協議会副会長	〃			R2.9.1～R4.8.31
〃	前川 友太	川崎市子ども会連盟シニア リーダーズクラブむげん元会長	〃	○	○	R2.9.1～R4.8.31
〃	米田 佐知子	子どもの未来サポート オフィス代表	学識経験	○	○	R2.9.1～R4.8.31
〃	丸山 茂人	カウンセリングルーム 「ぶどうの木」主宰	〃	○		R2.9.1～R4.8.31
〃	尹 智夏	川崎市外国人市民代表者会議 第13期委員	〃			R2.9.1～R4.8.31
〃	香山 哲哉	元神奈川県公立中学校長会 会長	〃	○		R2.9.1～R4.8.31
〃	向坂 光浩	市民文化局長	行政機関			R2.9.1～R3.3.31
〃	中村 茂	市民文化局長	〃			R3.4.1～R4.8.31
〃	宮脇 護	健康福祉局長	〃			R2.9.1～R4.8.31
〃	石井 宏之	教育次長	〃			R2.9.1～R4.3.31
〃	池之上 健一	教育次長	〃			R4.4.1～R4.8.31
〃	袖山 洋一	こども未来局長	〃			R2.9.1～R3.3.31
〃	阿部 浩二	こども未来局長	〃			R3.4.1～R4.8.31

第 3 1 期協議題

青少年の心のふるさと川崎を目指して
～子どもの権利に根差した地域づくり～

意 見 具 申 書

令和 4（2022）年 7 月

発行者 川崎市青少年問題協議会
事務局 川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 0 4 4（200）2 6 6 8

F A X 0 4 4（200）3 9 3 1

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
